

第3期栗東市地域福祉計画

(案)

平成30年3月

栗東市

はじめに

もくじ

第1章 第3期栗東市地域福祉計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. これまでの取組	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画策定の方法	3
6. 地域福祉推進の圏域について	4
第2章 栗東市を取り巻く現状と課題	5
1. 現状から見た特徴と課題	5
(1) 人口の状況	5
(2) 世帯の状況	9
(3) 児童・生徒の状況	11
(4) 地域福祉を考えるための統計数値	14
(5) 地域福祉を支える社会資源	17
2. アンケート調査結果について	22
(1) ご近所との関係・地域について	22
(2) 日常生活について	24
(3) ボランティア活動について	25
(4) 災害への備えについて	26
(5) 福祉のまちづくりについて	27
第3章 第3期栗東市地域福祉計画策定に向けた課題	28
1. 制度改正などにより踏まえるべきポイント	28
2. 第2期栗東市地域福祉計画の検証と計画改定に向けた課題	30
第4章 計画の基本的な考え方	33
1. 計画の基本目標	33
2. 基本方向	33
3. 重点プログラム	34
4. 施策体系	35
第5章 重点プログラム	36
第6章 地域福祉推進に向けた施策の展開	40
第7章 計画の推進体制とフォローアップ	41
1. 進行管理	41
2. 推進体制	41
資料編	42

第1章 第3期栗東市地域福祉計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなどにより、人々の暮らしは支えられてきましたが、近年の少子高齢化や人口減少、核家族化や単身世帯の増加に加え、人々の意識の多様化などにより、地域や家族での支え合いの機能が失われつつあります。さらに、子どもや高齢者に対する虐待や夫婦間の暴力、経済の低迷や雇用環境の変化などによる生活不安、東日本大震災を契機とする災害時に配慮や支援が必要な人への支援策、子育てと介護のダブルケアや老々介護、単身世帯の増加による社会的孤立化など、従来 of 仕組みでは対応しきれないさまざまな課題が顕在化してきています。また、公的な制度では対応しきれない「制度の狭間」の問題も指摘されています。平成37年には、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」も目前に迫っています。こうした課題に対し、人々のつながりを再構築し、住民が互いに支え合い、地域全体で取り組むことが求められます。

国では、平成26年の介護保険制度の改正により、住民参加による介護予防事業などの新しい事業が盛り込まれました。平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的に困窮している人や子どもを支援する取り組みも始まりました。

こうした社会情勢の変化やあらたな制度に的確に対応し、栗東市の地域福祉を推進するため、「第3期栗東市地域福祉計画（以下、本計画という）」を策定します。

2. これまでの取組

本市では、平成12年の「社会福祉法」の改正に伴い、平成17年度から本格的な地域福祉計画の策定に取り組んできました。民生委員・児童委員の協力を得ながら住民意識調査を実施するとともに、平成18年度には各学区の地域振興協議会にご協力をいただき、地域懇談会を開催するなど、地域のさまざまな福祉に関する課題や解決策を話しあい、平成19年11月に「パートナーシップによる地域づくり」を基本目標とする「栗東市地域福祉計画」を策定しました。

その後、福祉を取り巻くさまざまな制度改正や課題に対応するため、平成24年度に本計画を改定（「第2期栗東市地域福祉計画」を策定）し、地域福祉を推進してきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地域によるコミュニティの必要性が再認識され、日常からのつながりや災害時における要援護者への支援体制の構築を図るため、本市では平成26年度より栗東市災害時避難行動要支援者登録制度をスタートしています。

今回の改定にあたっては、平成29年1月に市民2,000人を対象に意識調査を実施し、地域の助け合いについての現状や課題をお伺いしました。また、平成28年11月より6回にわたって各団体の代表者や学識経験者、公募市民により構成する「栗東市地域福祉計画委員会」を開催し、さまざまなご意見をいただきました。自治会をはじめ、関係機関・各種団体、社会福祉協議会などとの連携・協働を図り、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域福祉」を進めていきます。

3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

また、本計画は「第五次栗東市総合計画」をはじめ、他の福祉分野のそれぞれの計画との整合性及び連携を図りながら計画を策定しています。

計画の内容は、地域の生活に密着した地域福祉の推進のあり方を示すものであり、誰もが地域の中で安心して暮らせるように、地域ぐるみの取り組みや市の支援策についてまとめており、市民、福祉事業者、行政などが協働により推進していく上での指針となります。

社会福祉法（抄）（平成 30 年 4 月 1 日改正施行）

（地域福祉の推進）

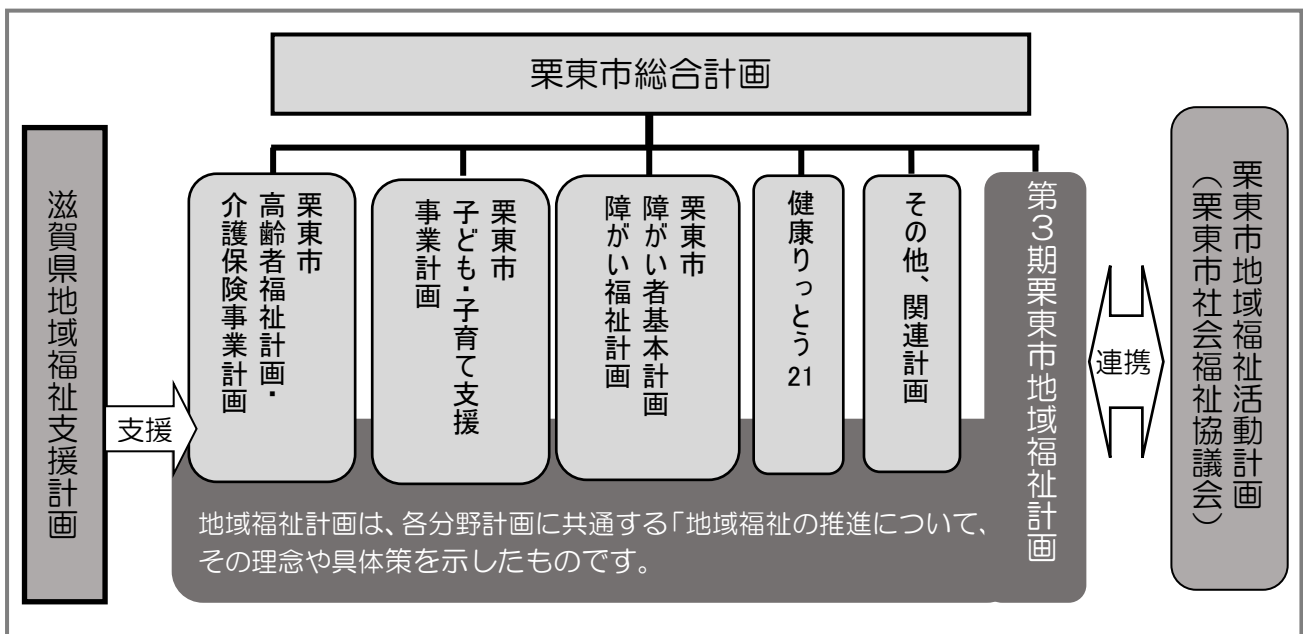
第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業

【栗東市地域福祉計画の位置づけ】



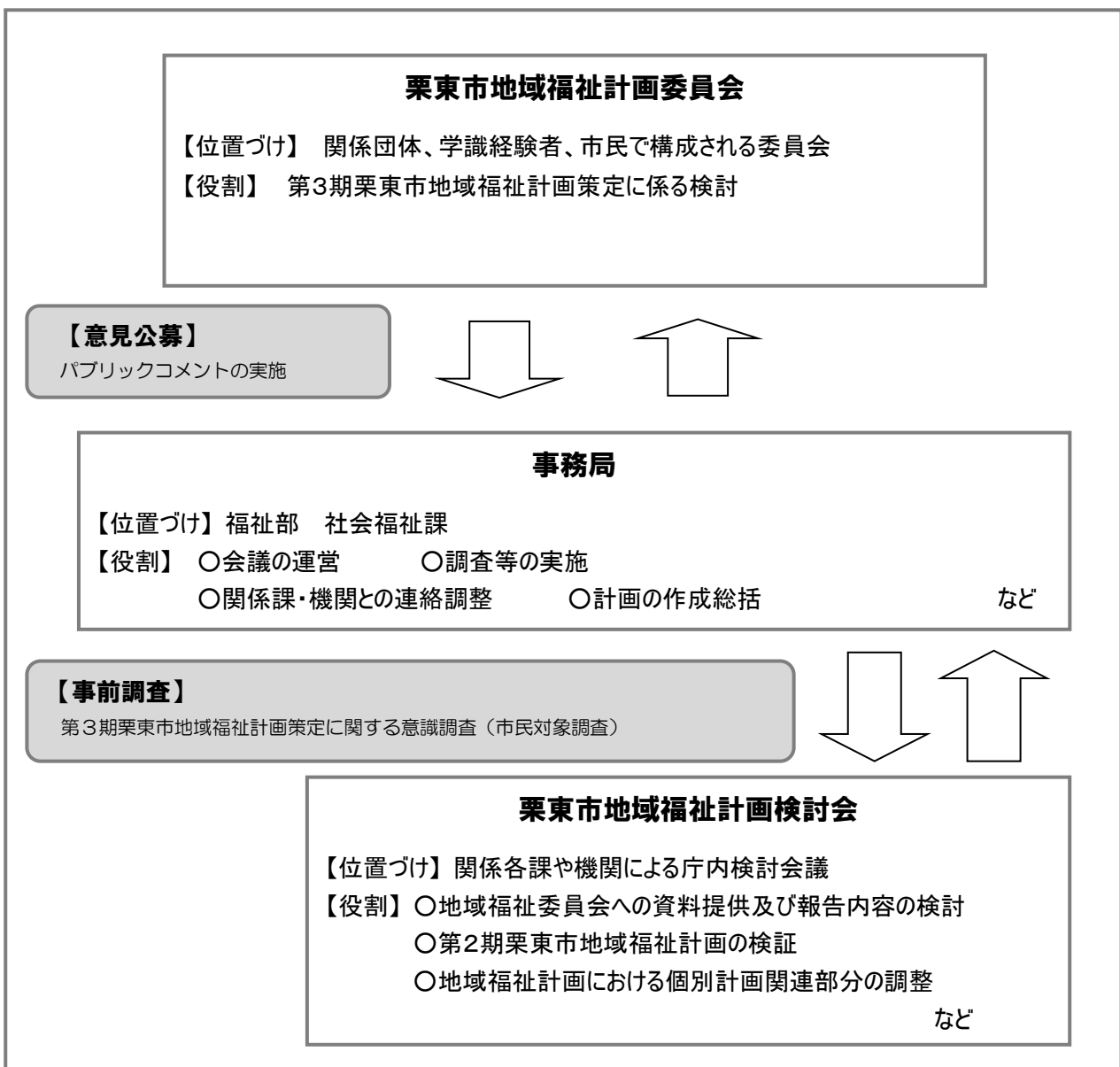
4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定の方法

本計画を策定するにあたっては、第2期計画の課題を整理した上で、市民を対象にアンケート調査を実施し、市民や関係機関等の意見を把握しました。また、具体的な課題や施策・事業について幅広く協議検討を行うため、関係団体、学識経験者、市民で構成される「栗東市地域福祉計画委員会」を設置するほか、庁内においては、「栗東市地域福祉計画検討会」を組織し、関係各課と連携を図りながら第2期計画の評価・検証、見直し等を行っています。

■策定体制図

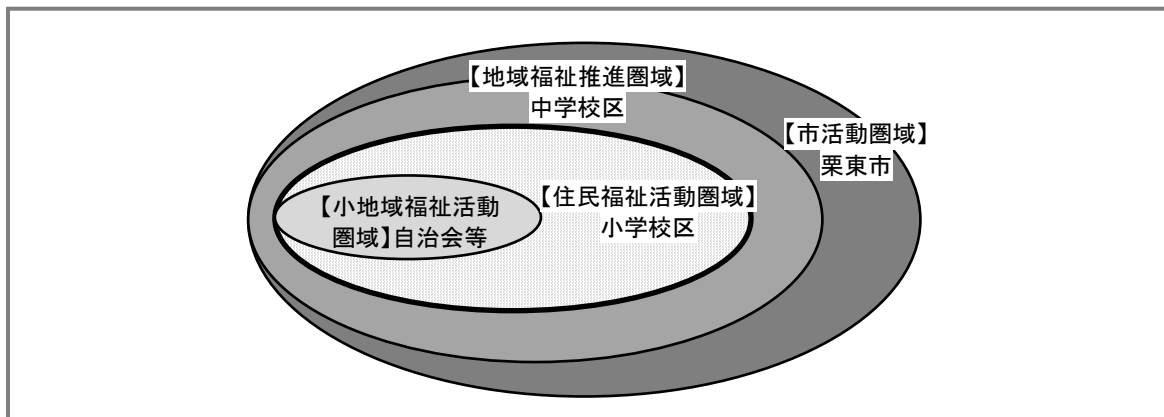


6. 地域福祉推進の圏域について

市民意識調査では、地域福祉を推進する上で身近な「地域」として、「自治会」（45.3%）と捉えている方が半数近くに及んでいます。

このことから、本計画においても、地域住民の生活に密着し、あいさつや普段の見守り活動など、地域活動を行う基礎的な圏域として自治会などの地縁団体を設定します。学校や保育園、幼稚園、公園、コミュニティセンター等が整備されている小学校区については、地域福祉を推進する中心的な圏域と位置づけ、課題に応じて、自治会等での活動のほか小学校区での活動、広域的な活動、市全域での活動を展開できるよう重層的な圏域を設定し、地域福祉を推進します。

■ 地域福祉推進圏域イメージ図



【小地域福祉活動圏域】

地域住民同士が連携し、小地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域と位置づけます。普段のあいさつや高齢者の見守り活動、自主防災活動等、「顔のみえる関係づくり」を行いやすい利点を活かして、身近なパートナーシップによるネットワークを形成する圏域と位置づけます。

【住民福祉活動圏域】

学校や保育園、幼稚園、公園、コミュニティセンター等が整備されている小学校区については、地域福祉を推進する中心的な圏域と位置づけ、行政のコミュニティ施策や子育て支援の施策などとも連携しやすい利点を活かし、住民福祉活動を推進する圏域と位置づけます。

【地域福祉推進圏域】

福祉拠点施設（老人福祉センター・地域総合センター・地域包括支援センター）に専門職を配置し、多様な活動をしている市民・ボランティア・NPO 法人などをつなぐ場として、広域な地域福祉ネットワークを形成する圏域と位置づけます。専門職を中心に、さまざまな地域課題に取り組みます。

【市活動圏域】

社会的な資源が整っており、各小学校区、ネットワークの活動が集約された圏域と位置づけます。また、市街地区、郊外地区、山間地区など、異なる地域特性に応じた地域福祉活動や施策の展開を図っていくことが重要であることから、市全体の調和を図り、総合的な立場で施策の展開・調整・推進を図る役割を持つものとします。

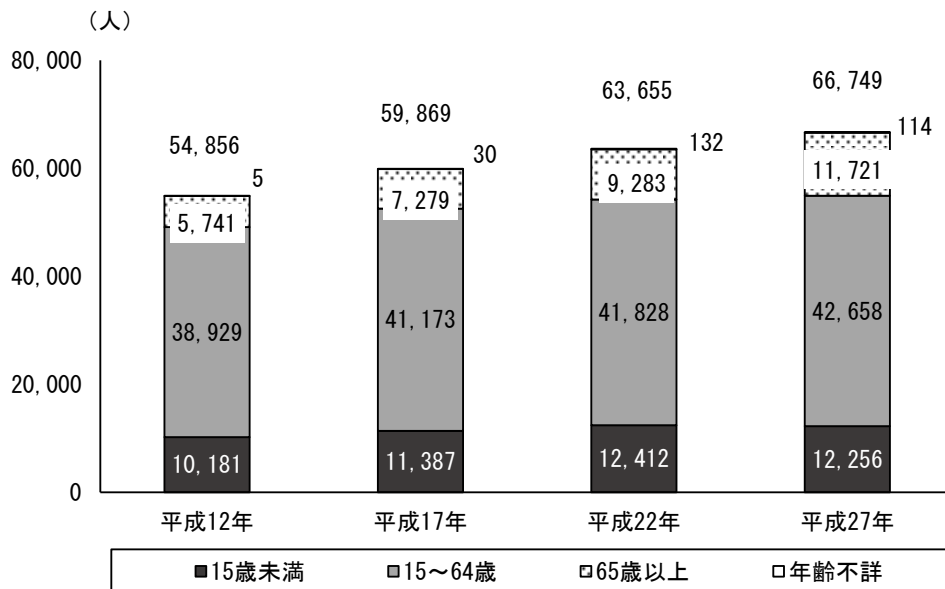
第2章 栗東市を取り巻く現状と課題

1. 現状から見た特徴と課題

(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

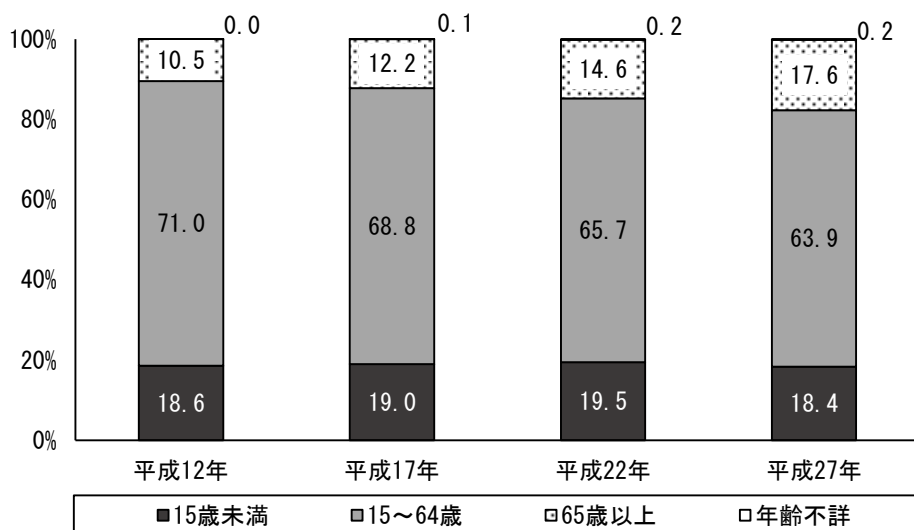
15～64歳、65歳人口は増加してきています。15歳未満人口は平成22年までは増加していましたが、平成27年には減少に転じました。



資料：国勢調査

②年齢3区分別人口比率の推移

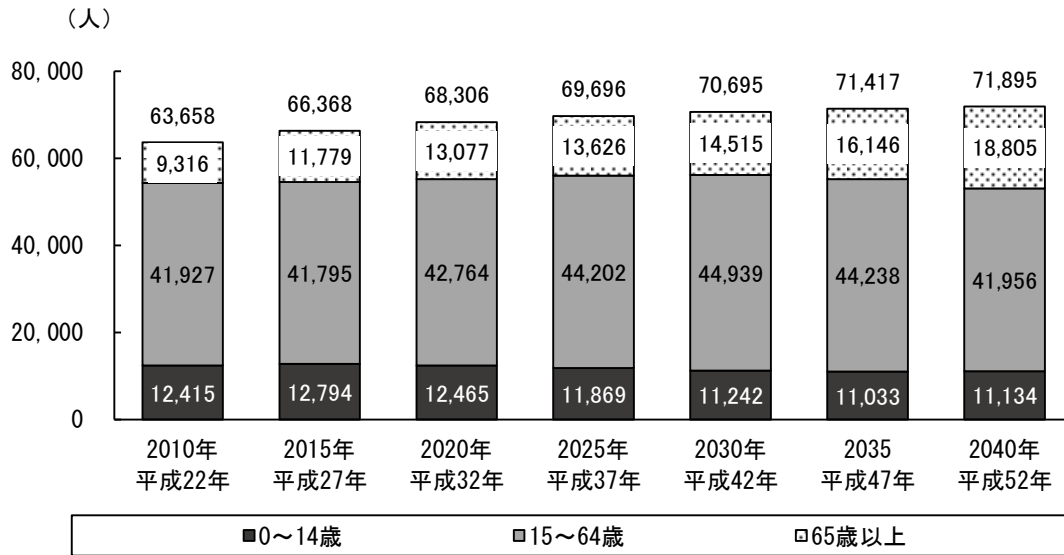
年齢3区分別人口比率の推移では、65歳以上の人口比率は高まってきています。15～64歳の人口比率は徐々に低下してきています。15歳未満の人口比率は平成22年までは上昇していましたが、平成27年には低下しました。



資料：国勢調査

③将来人口推計（年齢3区分別人口）

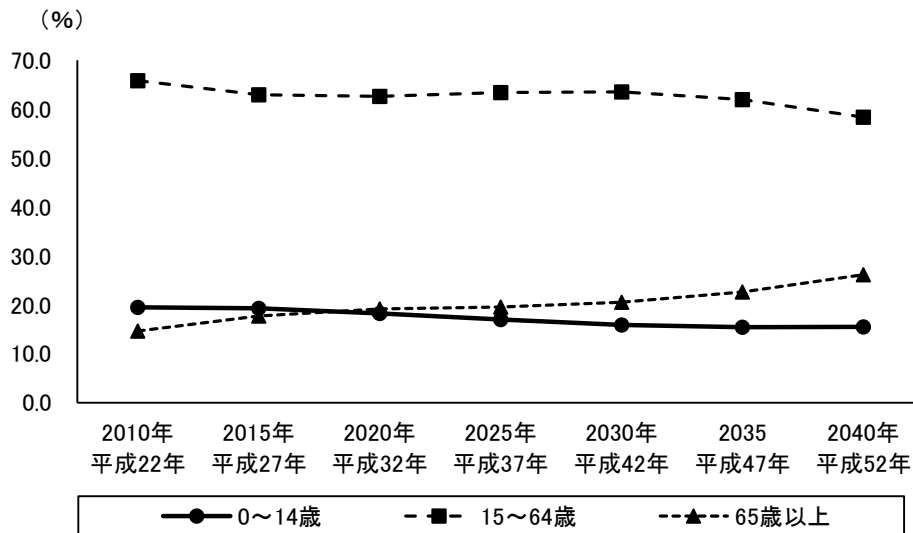
社会保障人口問題研究所による平成22年を基準とする将来人口推計では、平成52年(2040年)にかけて人口が増加していくと見込まれています。しかし、人口構成では、65歳以上の高齢者人口が増え、15歳未満の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口は減少すると見込まれています。



資料：栗東市人口ビジョン

④将来人口推計（年齢3区分別人口比率）

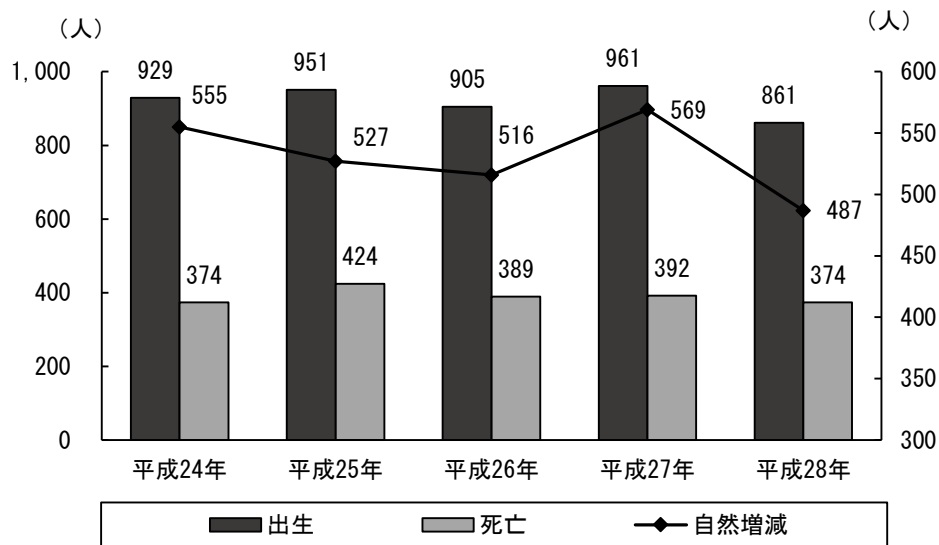
年齢3区分別人口比率の将来推計では、14歳以下の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口比率は下降し、65歳以上の高齢者人口の比率が上昇していくと見込まれています。



資料：栗東市人口ビジョン

⑤自然動態（出生・死亡数）の推移

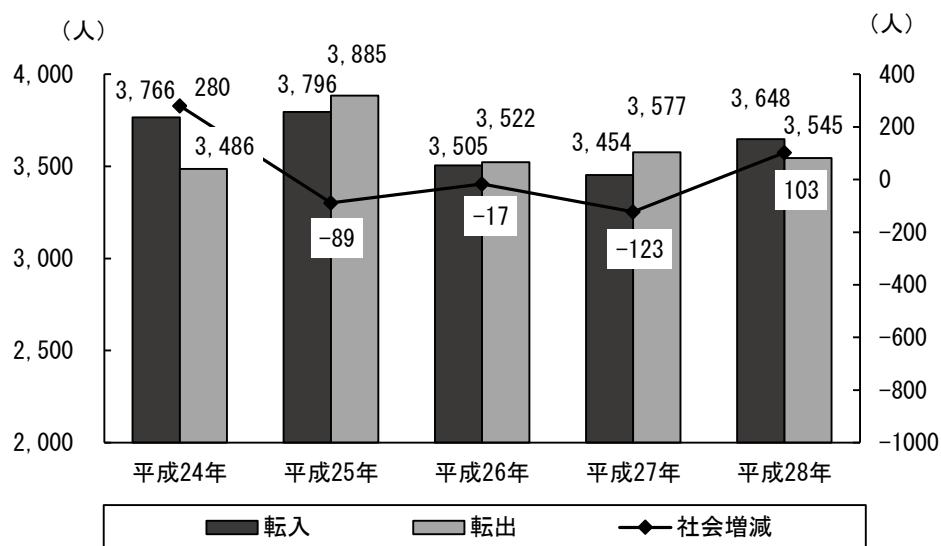
出生数が死亡数を上回る状況が続いています。しかし、平成28年の出生数が861人と前年に比べると100人少なくなっています。



資料：栗東市統計書

⑥社会動態（転入・転出数）の推移

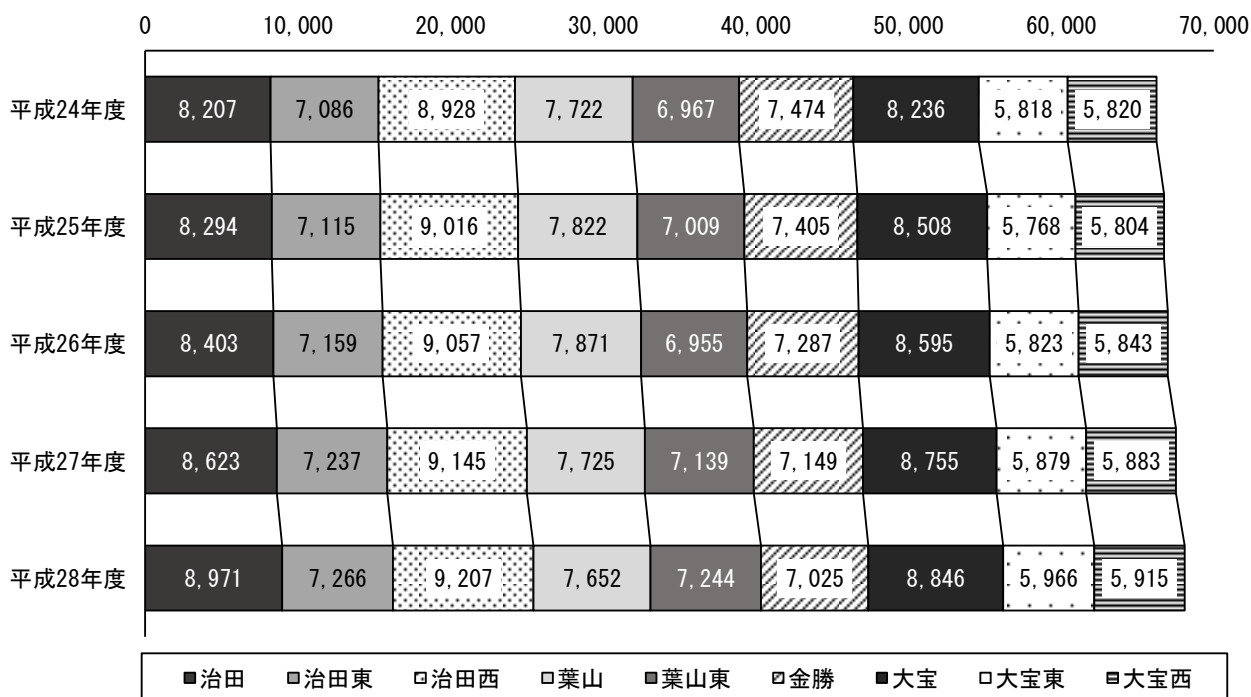
平成24年は転入が転出を上回っていましたが、平成25年から平成27年にかけては転出が転入を上回る状況となり、平成28年には再び転入が転出を上回っています。



資料：栗東市統計書

⑦小学校区別人口の推移

平成 28 年度の人口が平成 24 年度より減っているのは、「葉山」、「金勝」となっています。

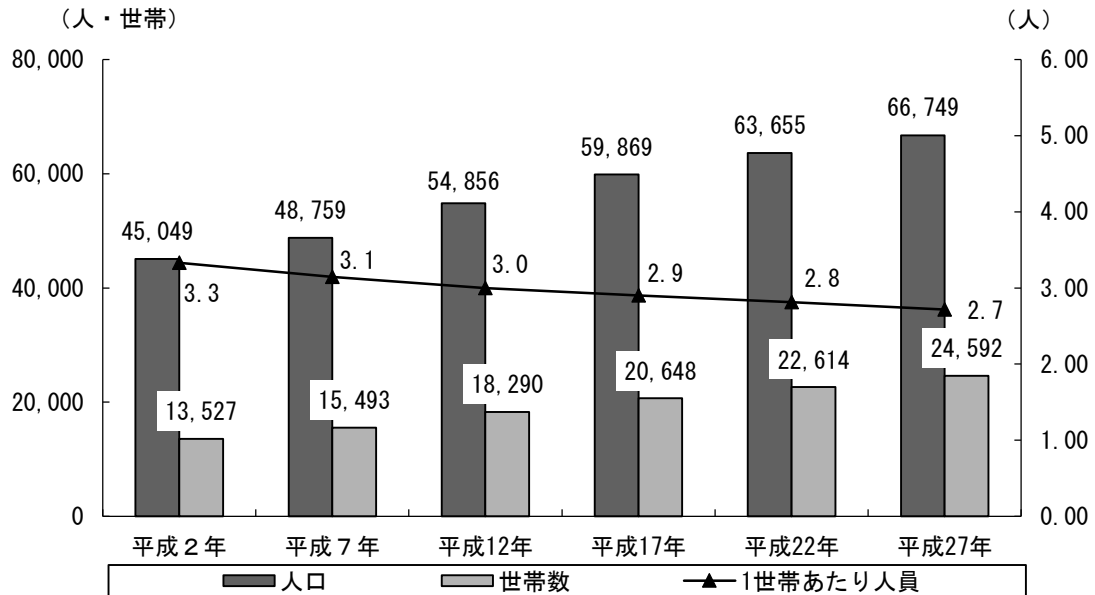


資料：栗東市統計書

(2) 世帯の状況

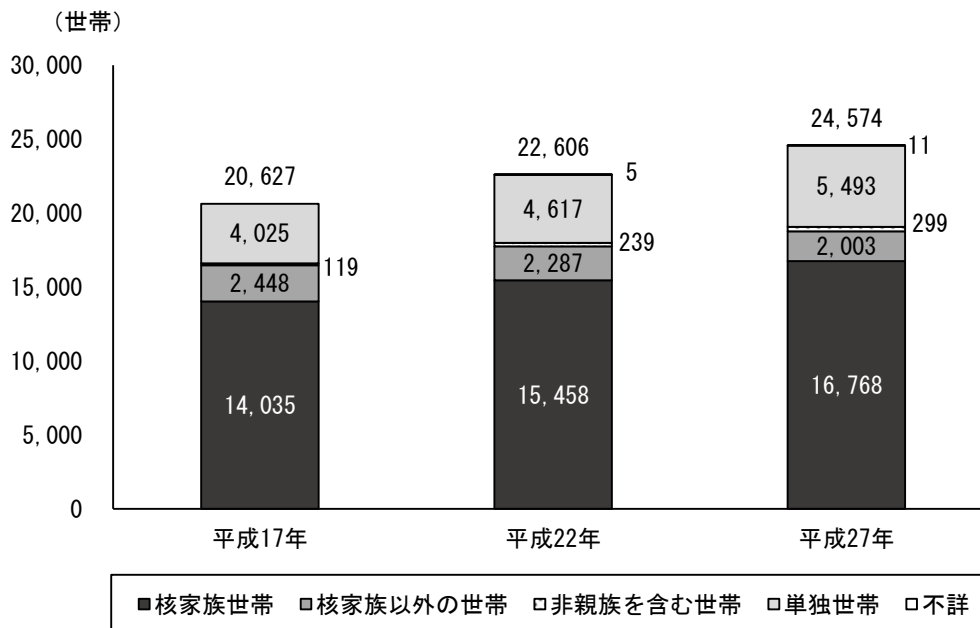
① 栗東市の人口及び世帯数の推移

栗東市の人口、世帯数ともに増加してきています。平成27年の人口は66,749人、世帯数は24,592世帯で、平成17年と比べると6,880人、3,944世帯増加しています。



② 一般世帯の家族類型の推移

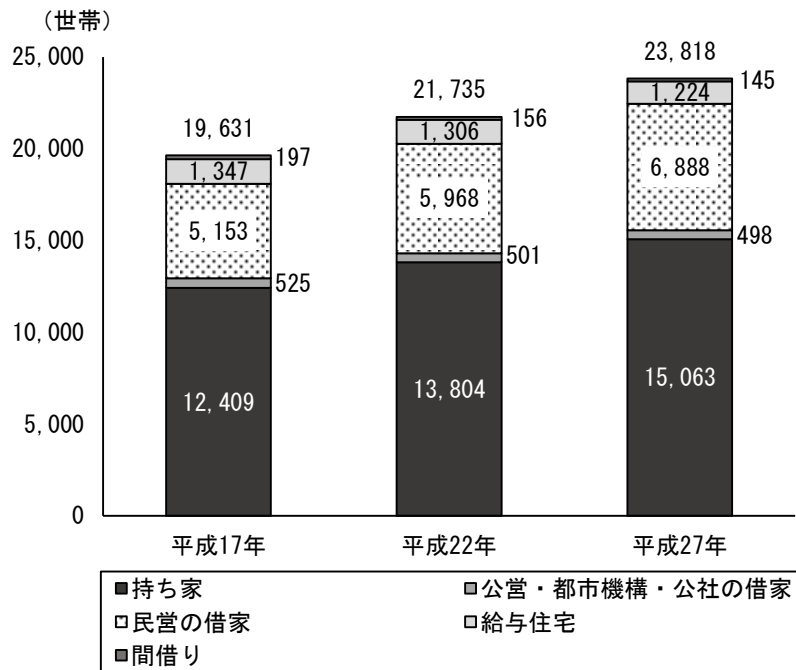
一般世帯の家族類型では、核家族世帯が過半数を占めています。核家族と非親族を含む世帯、単独世帯は増えていますが、核家族以外の世帯は減少しています。



資料：国勢調査

③住宅所有状況の推移

住宅の所有状況の推移をみると、持ち家と民間の借家が増加しています。

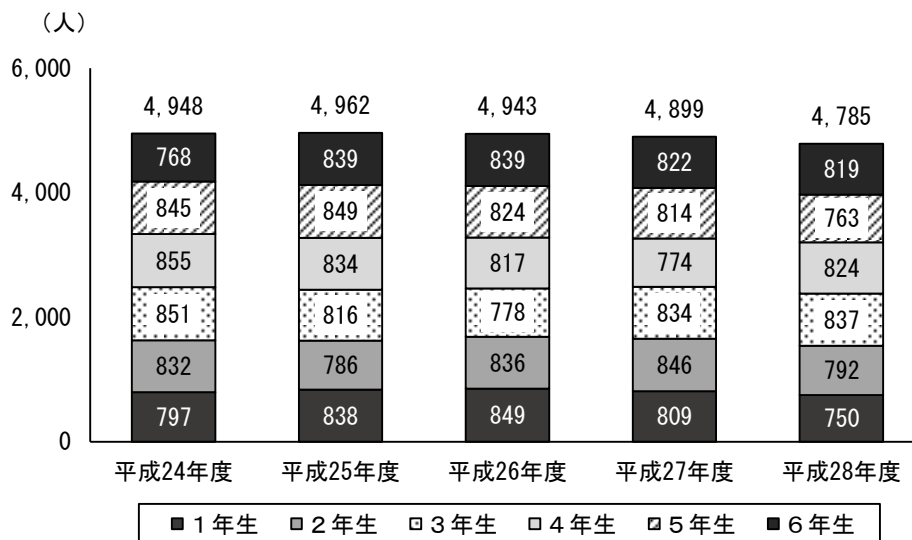


資料：国勢調査

(3) 児童・生徒の状況

① 小学校児童数の推移

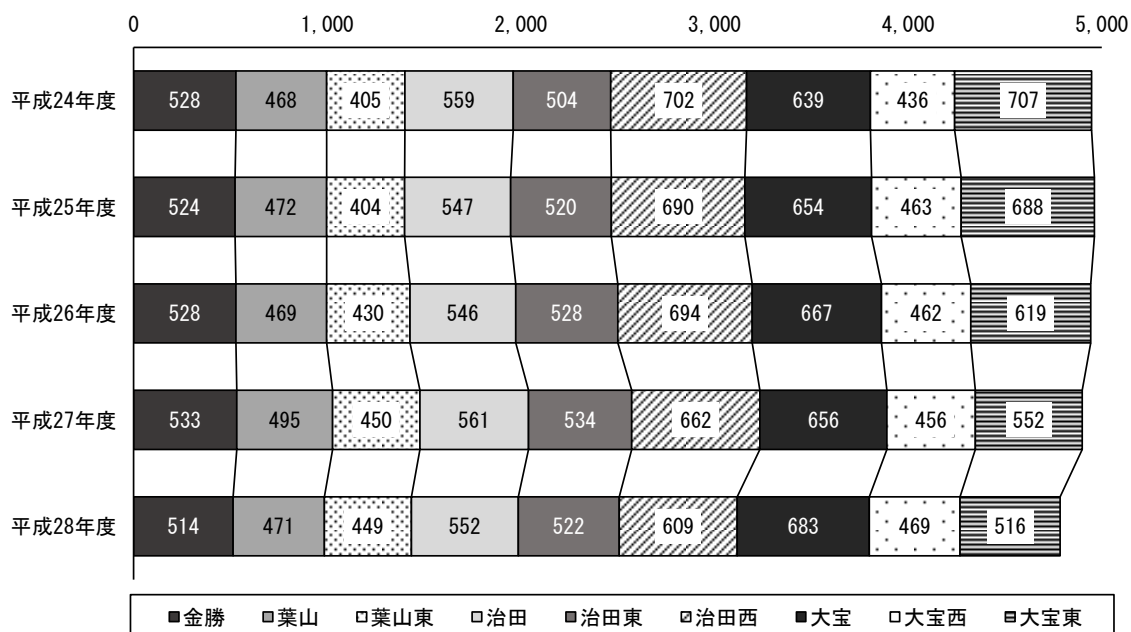
平成25年度までは小学校児童数は増加していましたが、平成26年度以降は減少してきています。



資料：栗東市学校教育課調べ（5月1日）

② 小学校別児童数の推移

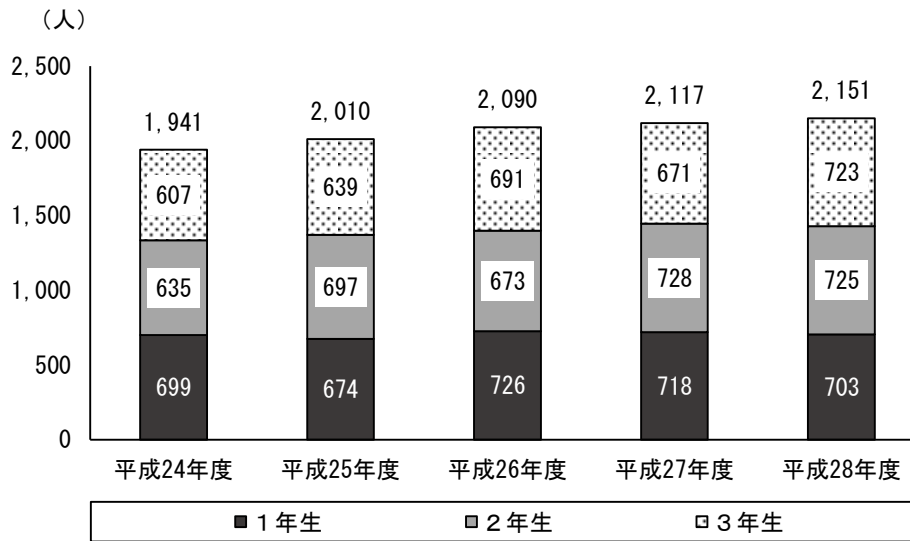
平成24年度に比べて平成28年度の児童数が増えているのは、「葉山」、「葉山東」、「治田東」、「大宝」、「大宝西」の5校となっています。児童数が減っているのは、「金勝」、「治田」、「治田西」、「大宝東」の4校となっています。特に、「治田西」、「大宝東」の減少が顕著になっています。



資料：栗東市統計書

③中学校生徒数の推移

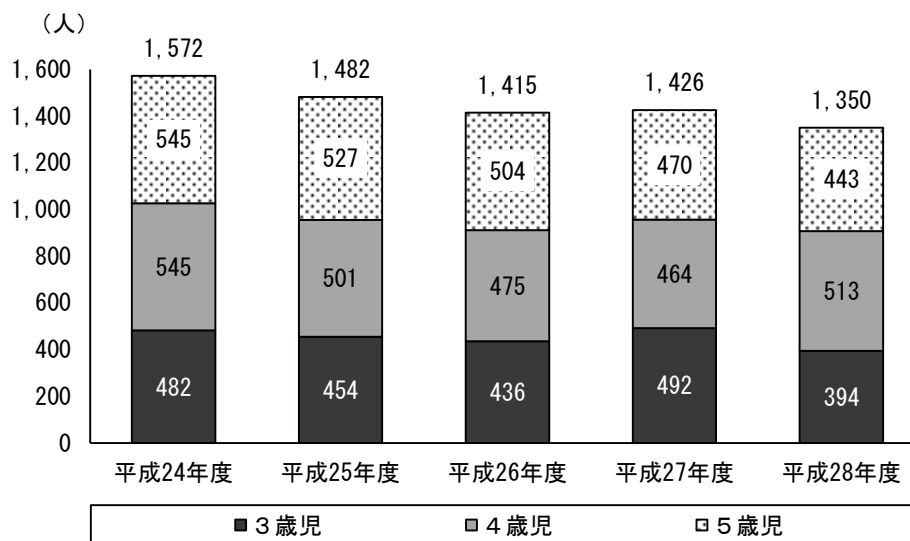
中学校の生徒数は年々、増加しています。



資料：栗東市学校教育課調べ（5月1日）

④幼稚園園児数の推移

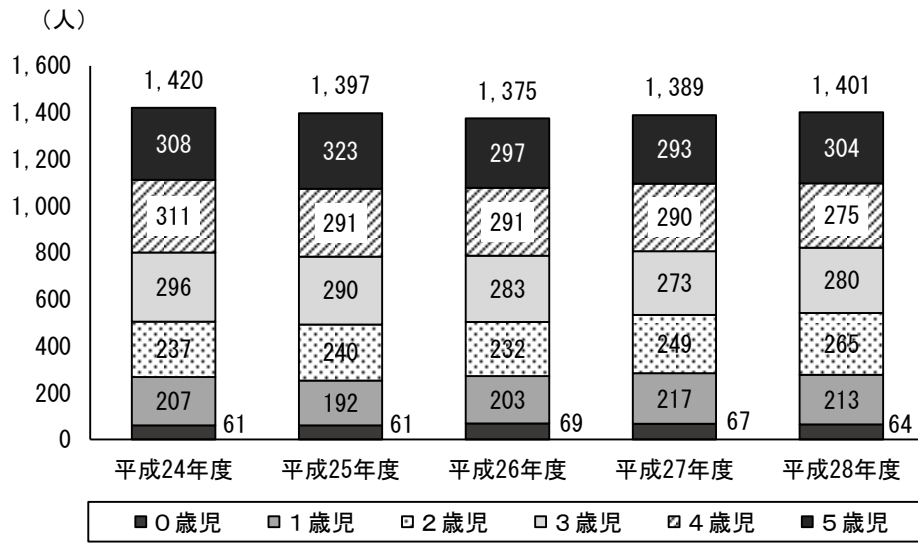
幼稚園園児数は、平成27年度に増加したものの、減少傾向にあります。



資料：栗東市幼児課（4月1日）

⑤保育園園児数の推移

保育園園児数は、平成26年度にかけて減少していましたが、平成27年度以降は増加しています。

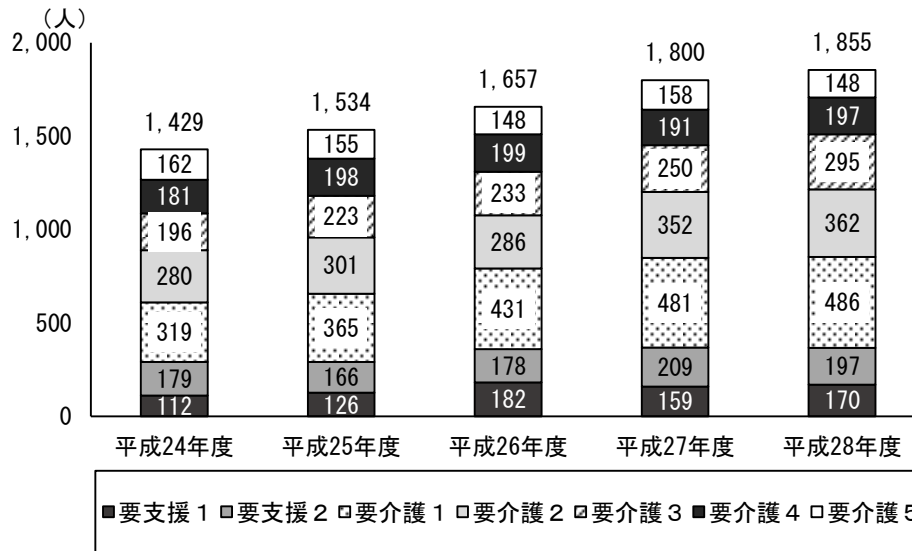


資料：栗東市幼児課（4月1日）

(4) 地域福祉を考えるための統計数値

①要介護・要支援認定者数の推移

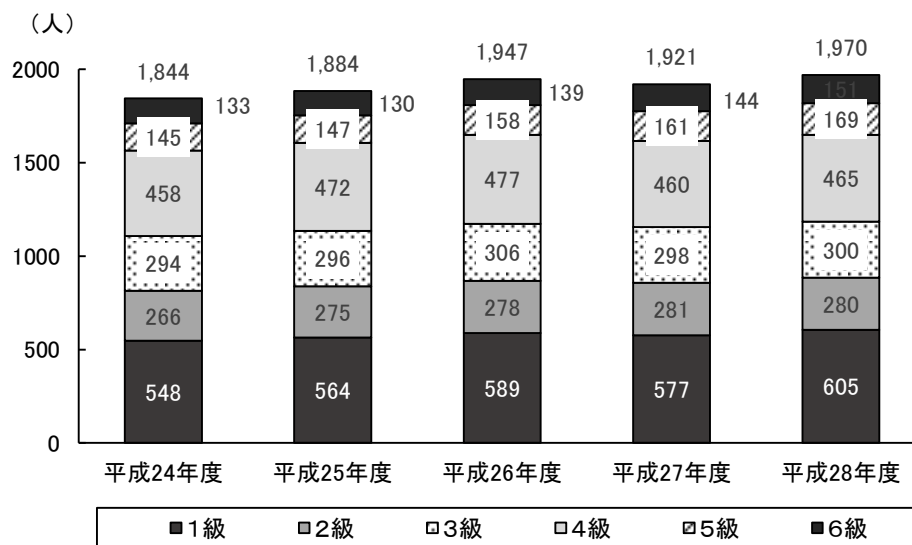
要介護・要支援認定者数は年々増加しています。平成24年度から平成28年度にかけて426人増加しています。



資料：栗東市統計書

②身体障害者手帳交付者数の推移

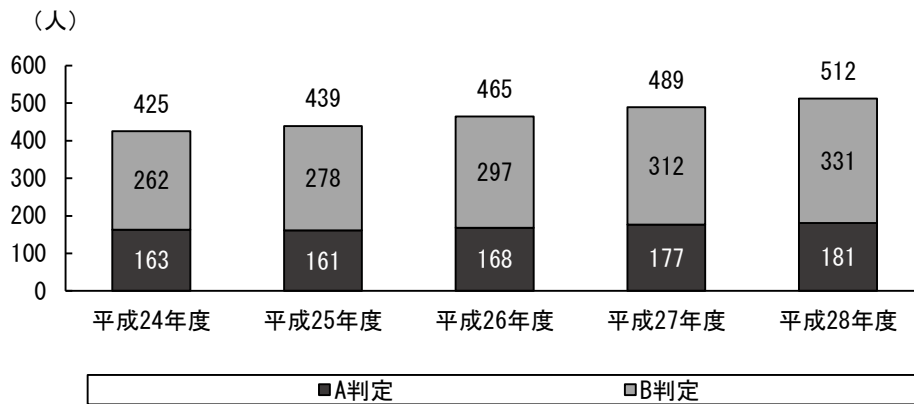
身体障害者手帳交付者数は、平成28年度は1,970人で、平成24年度に比べて126人増えています。



資料：栗東市障がい福祉計画

③療育手帳交付者数の推移

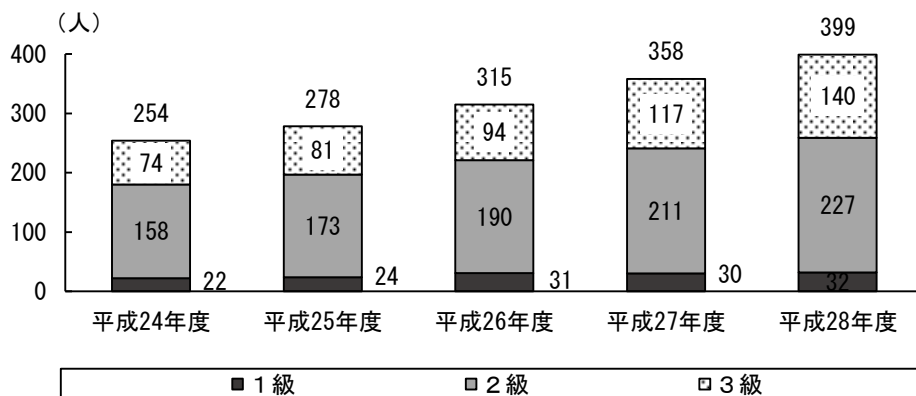
療育手帳交付者数は、年々、増加しています。平成 28 年度の交付者数は 512 人で、平成 24 年度に比べると 87 人増えています。



資料：栗東市障がい福祉計画

④精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

精神障害者保健福祉手帳交付者数も、年々増加しています。平成 28 年度の交付者数は 399 人で、平成 24 年度に比べると 145 人増えています。

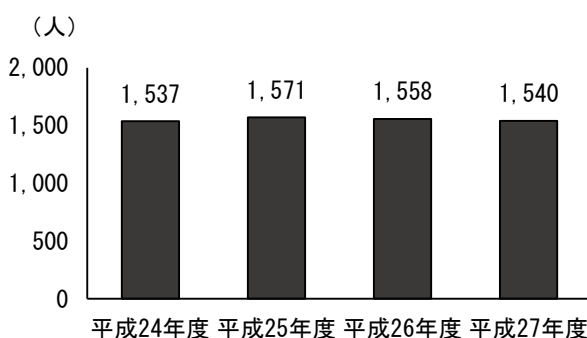


資料：栗東市障がい福祉計画

⑤ひとり親家庭福祉医療費助成世帯数の推移

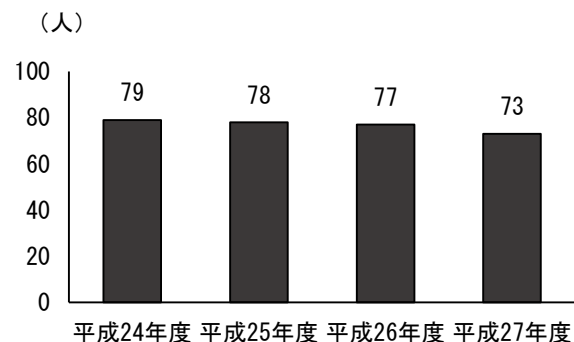
ひとり親家庭福祉医療費助成世帯において、母子家庭は平成 25 年度まで増加していましたが、平成 26 年度からは減少しています。父子家庭は毎年、減少傾向にあります。

■母子家庭



資料：福祉医療費の現況

■父子家庭



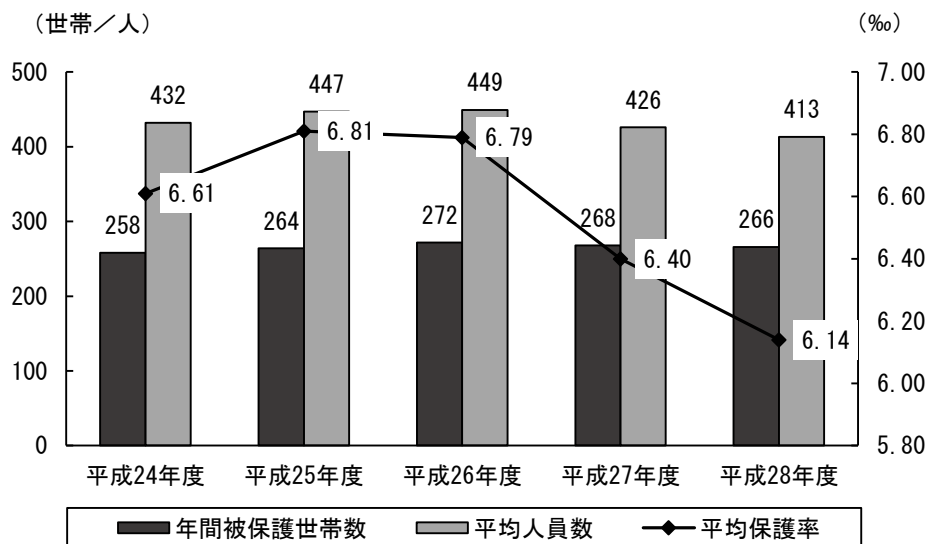
資料：福祉医療費の現況

⑥生活保護世帯の状況

年間生活保護世帯数と平均人員数は平成26年度まで、平均保護率は平成25年度まで増加していましたが、それぞれ翌年度以降は減少に転じています。

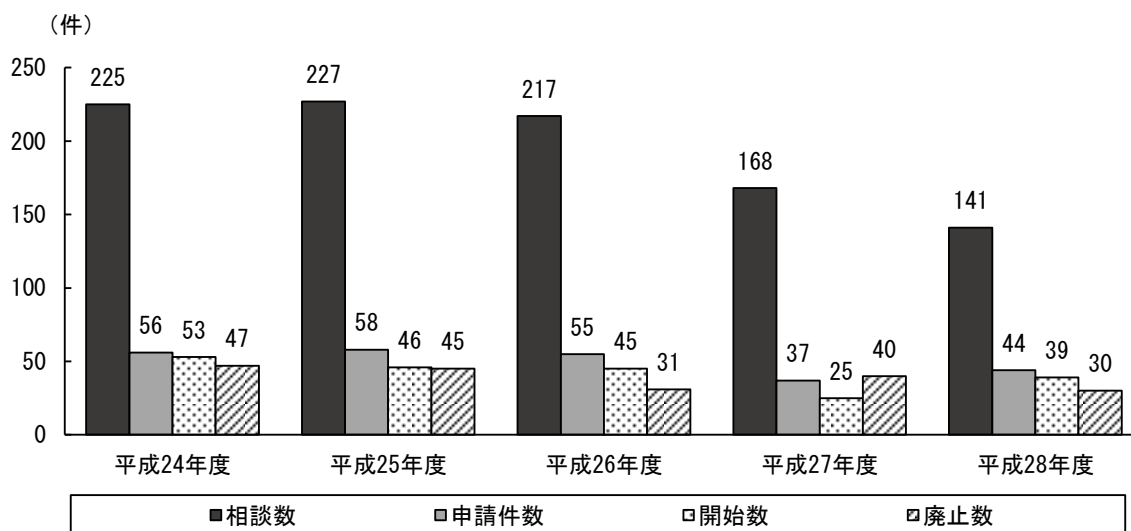
生活保護相談数は、平成25年度までは増加していましたが、平成26年度以降は減少しています。

■年間生活保護世帯数、平均人員、平均保護率の推移



資料：栗東市社会福祉課

■生活保護相談・申請・開始・廃止の推移

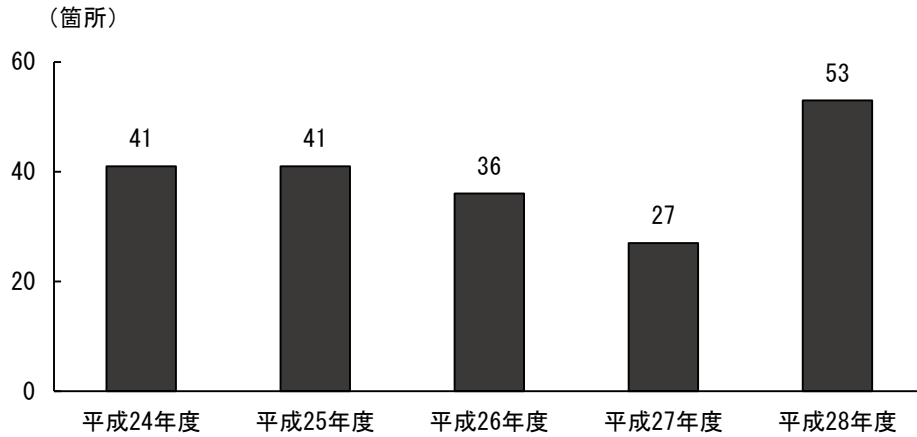


資料：栗東市社会福祉課

(5) 地域福祉を支える社会資源

①ふれあいサロン設置数の推移

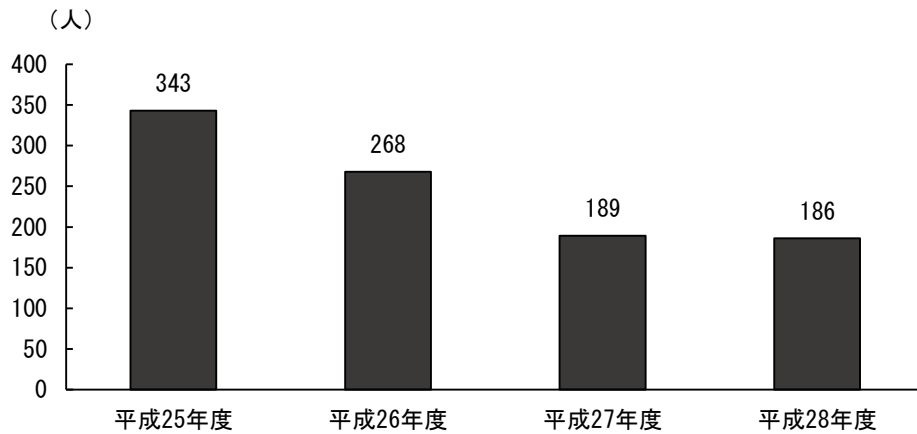
ふれあいサロン設置数は、平成27年度にかけて減少していましたが、平成28年度には大きく増えています。



資料：栗東市社会福祉協議会

②ふれあい給食サービス利用者数の推移

ふれあい給食サービス利用者数は、平成25年度には343人でしたが、平成28年度には186人に減少しています。



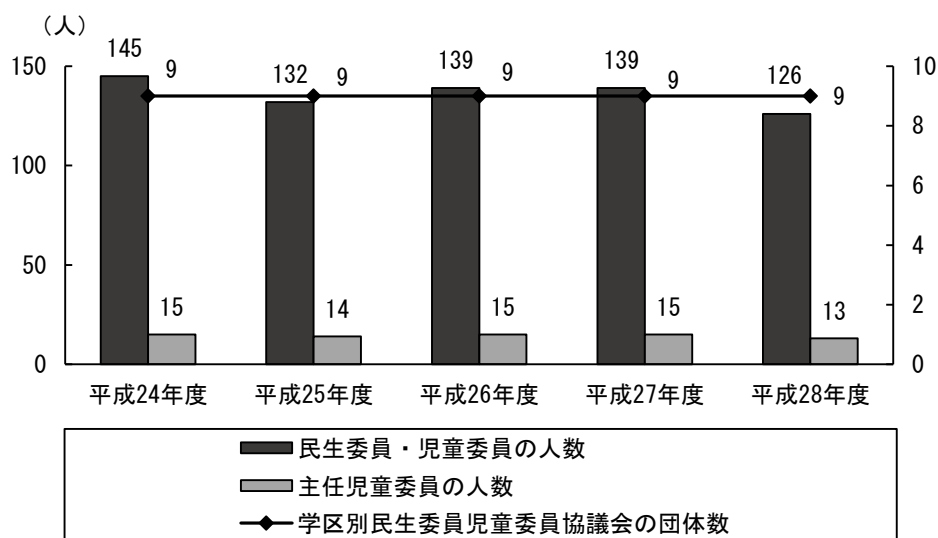
資料：栗東市社会福祉協議会

③民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員の人数は、平成24年度には145人でしたが、平成28年度は126人に減少しています。主任児童委員の人数も、平成28年度は13人で、平成24年度からは2人減少しています。

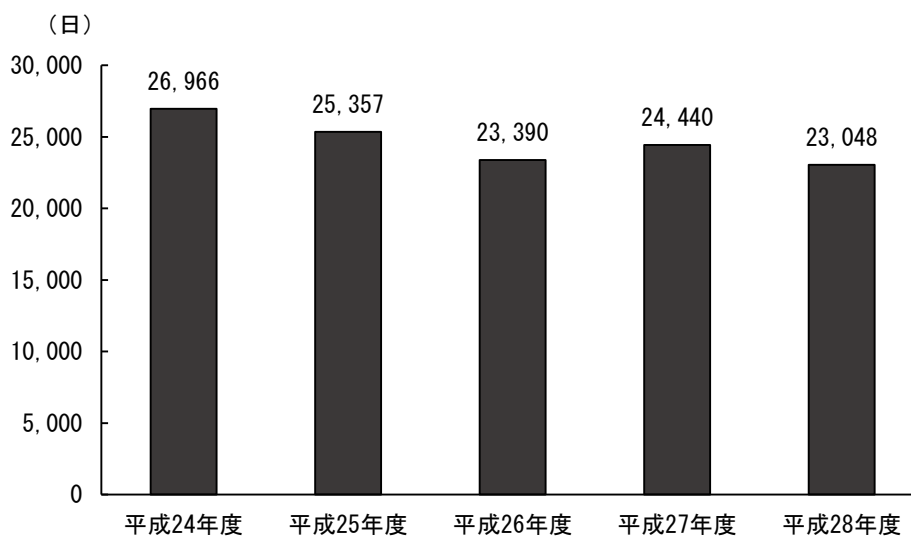
活動日数は平成28年度は23,048日で、民生委員・児童委員数の減少に伴い、平成24年度から4,000日近く減少しています。

■民生委員・児童委員の人数、主任児童委員の人数、学区別民生委員児童委員協議会の団体数



資料：栗東市社会福祉課

■民生委員・児童委員の活動日数



資料：栗東市社会福祉課

④自治会加入率

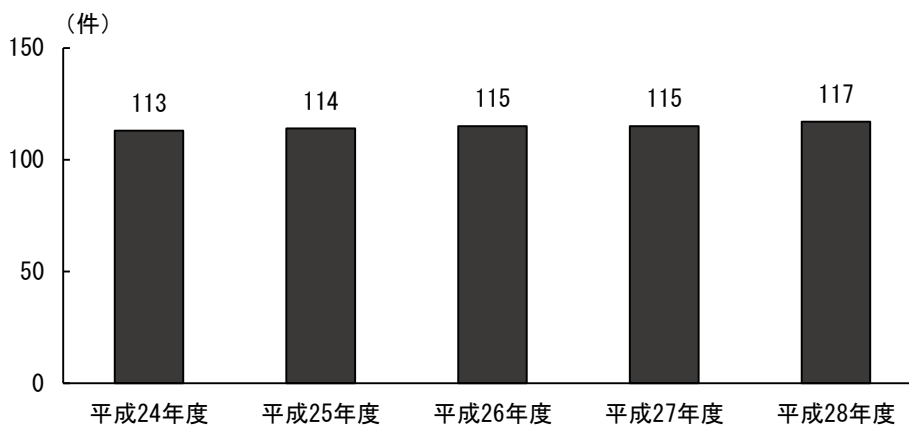
平成 28 年度の自治会加入率は、92.19%となっています。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
資料なし	資料なし	93.62%	92.19%

資料：栗東市自治振興課（4月1日現在）

⑤自主防災組織設置数の推移

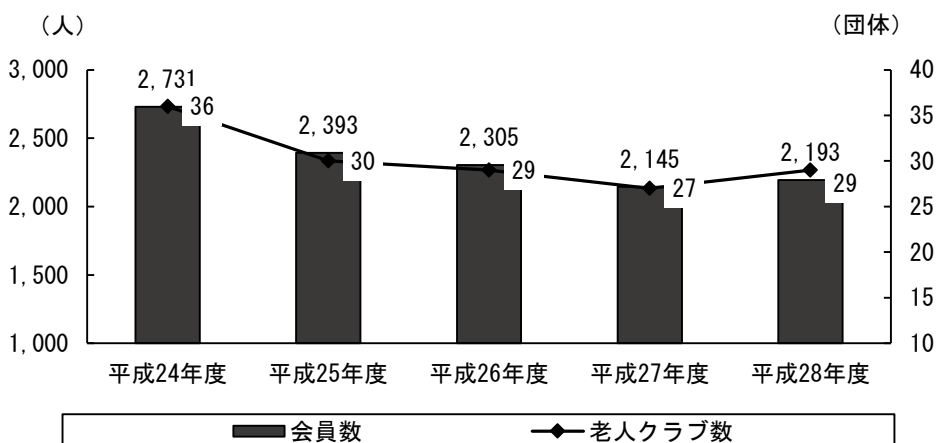
平成 28 年度の自主防災組織の設置数は 117 件で、徐々に増加しています。平成 24 年度からは 4 件増えました。



資料：栗東市危機管理課

⑥老人クラブの数と会員数の推移

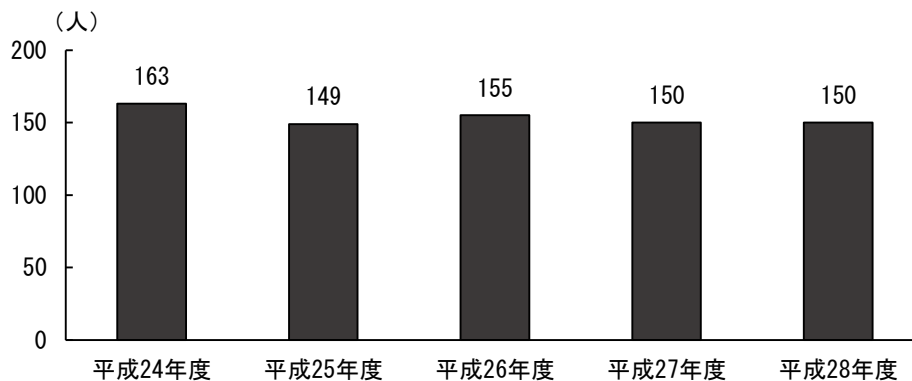
老人クラブの数及び会員数は、平成 27 年度にかけて減少してきましたが、平成 28 年度には少しですが増加しました。平成 28 年度の老人クラブの数は 29 団体と、平成 24 年度に比べて 7 団体減少しています。



資料：栗東市長寿福祉課

⑦健康推進員の人数

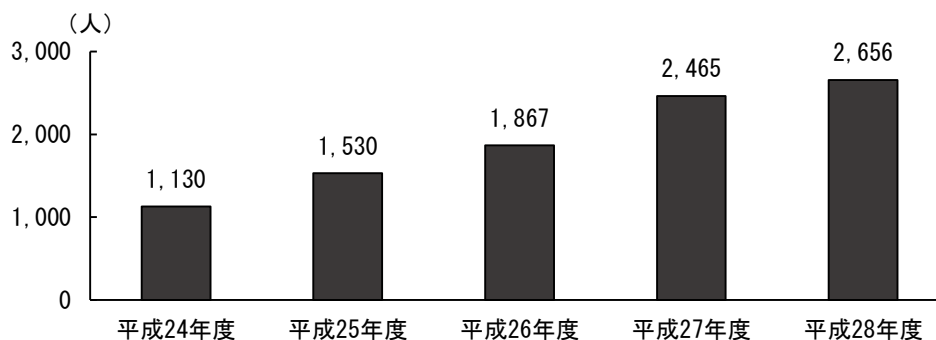
平成28年度の健康推進員の人数は150人で、平成24年度に比べて13人減少しています。



資料：栗東市健康増進課

⑧認知症サポーター数の推移

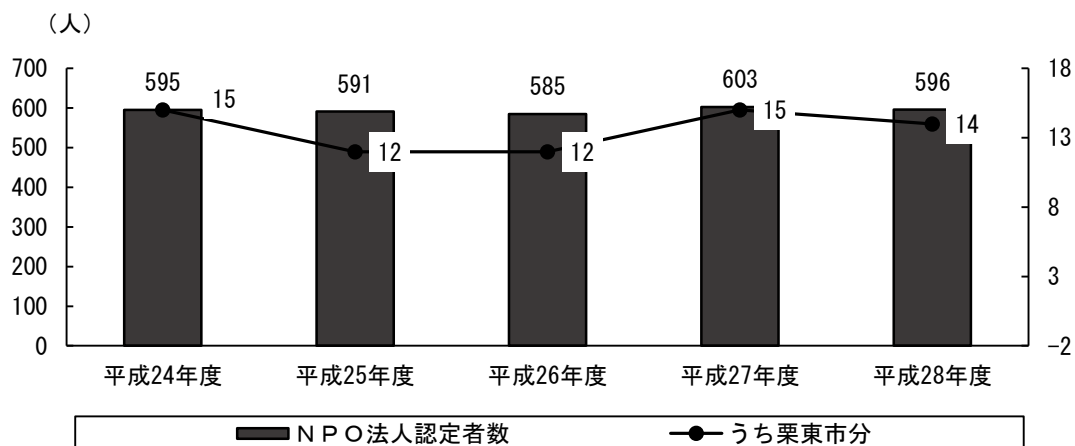
認知症サポーター数は年々、増加しています。平成28年度の認知症サポーター数は2,656人で、平成24年度に比べると1,526人増えています。



資料：栗東市長寿福祉課

⑨NPO 法人認定数の推移

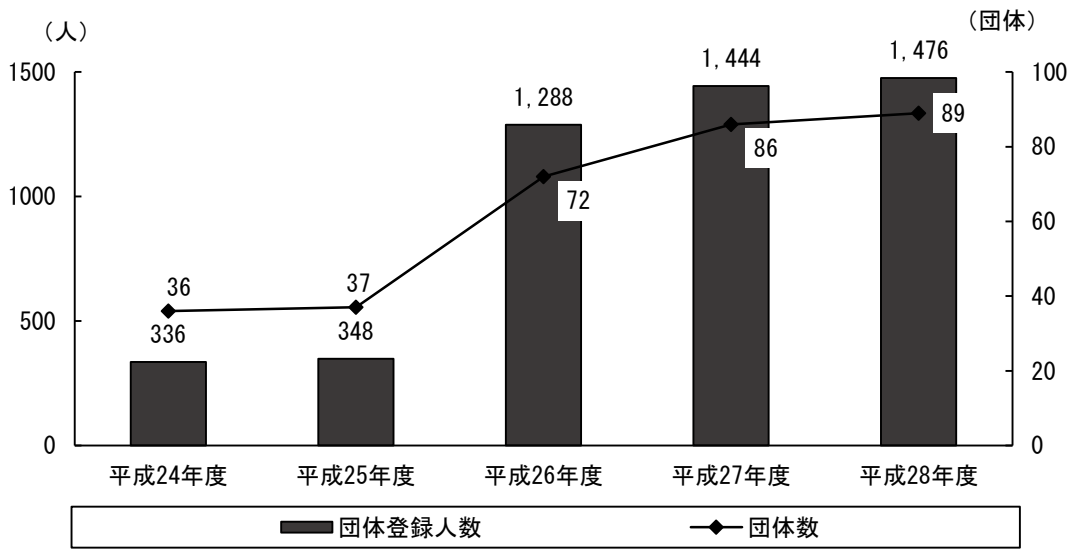
平成28年度の県内のNPO法人596団体のうち、栗東市内に所在するのは14団体となっています。年によって増減はありますが、目立った変化はありません。



資料：滋賀県県民活動・協働推進室

⑩ボランティアセンター登録団体と団体登録人数の推移

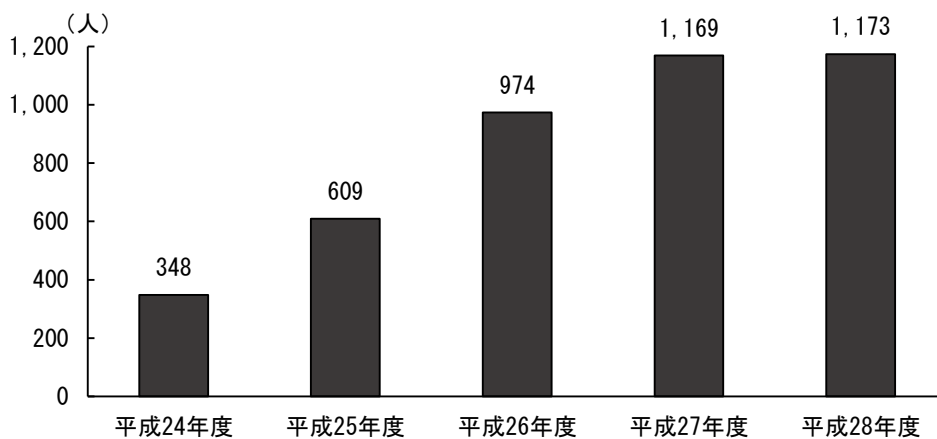
ボランティアセンター登録団体及び団体登録人数は、平成25年度から平成26年度にかけて大きく伸びています。その後も、少しずつですが増加傾向にあります。



資料：栗東市ボランティア市民活動センター

⑪ボランティア保険加入者数の推移

ボランティア保険加入者数は、平成25年度から平成26年度にかけて大きく増えています。平成27年度から平成28年度にかけては、ほぼ横ばいとなっています。



資料：栗東市ボランティア市民活動センター

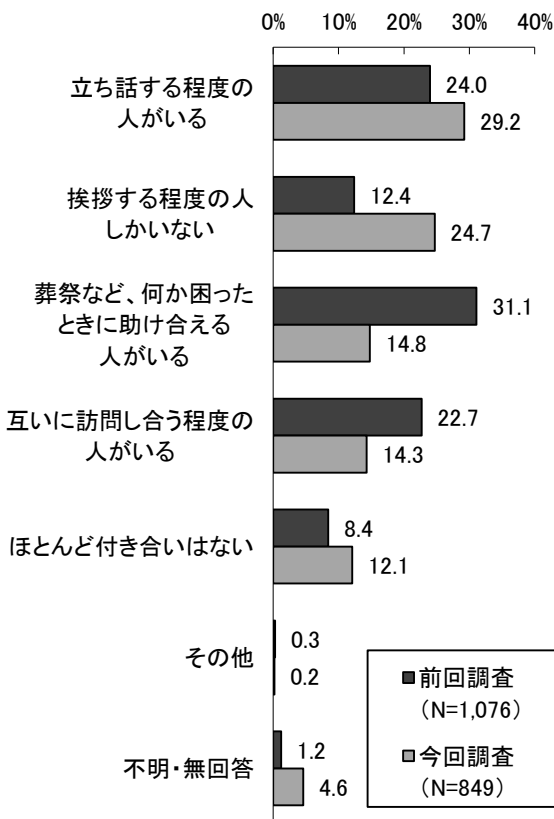
2. アンケート調査結果について

(1) ご近所との関係・地域について

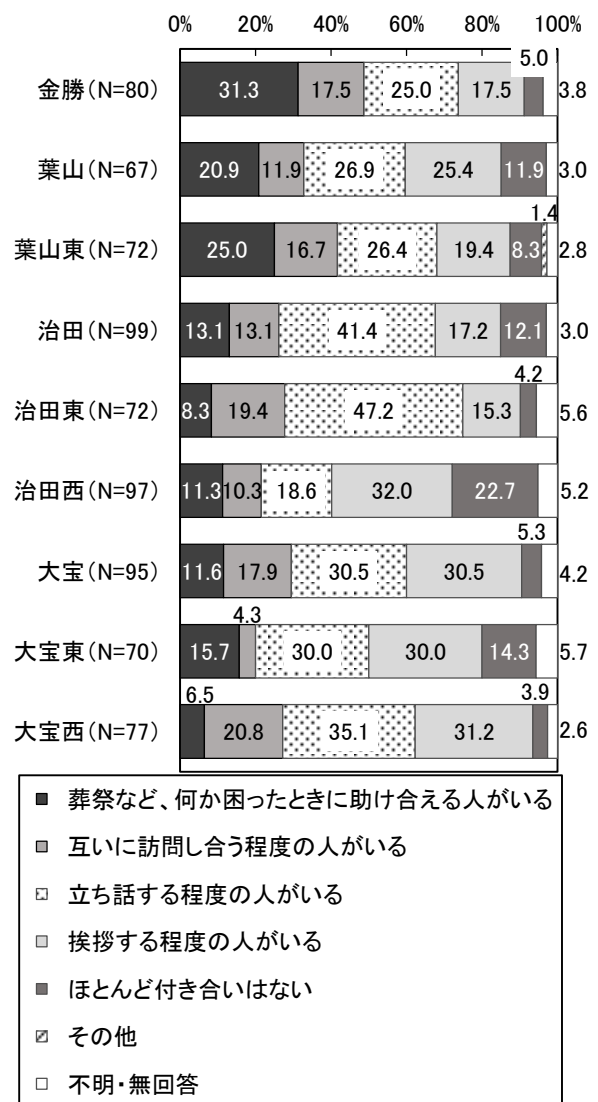
前回調査（平成24年度）と比較すると、ご近所との関係は希薄になり、地域への愛着も低くなっています。ご近所との関係で、「葬祭など、何か困ったときに助け合える人がいる」や、「互いに訪問し合う程度の人がある」という割合が低下し、「立ち話する程度の人がある」、「挨拶する程度の人しかいない」という割合が高くなっています【グラフ1】。また、ご近所との関係は、小学校区別でも差が見られ、「金勝」や「葉山東」などでは「葬祭など、何か困ったときに助け合える人がいる」の割合が高いですが、「大宝西」や「治田東」などでは低くなっています【グラフ2】。

住んでいる地域に愛着（住み続けたいと思うなど）があるかについても、「大いにある」、「ある程度ある」の割合が前回調査に比べると低下しています【グラフ3】。「大いにある」という割合は、年代が高いほど高く、20～30歳代は低くなっています【グラフ4】。

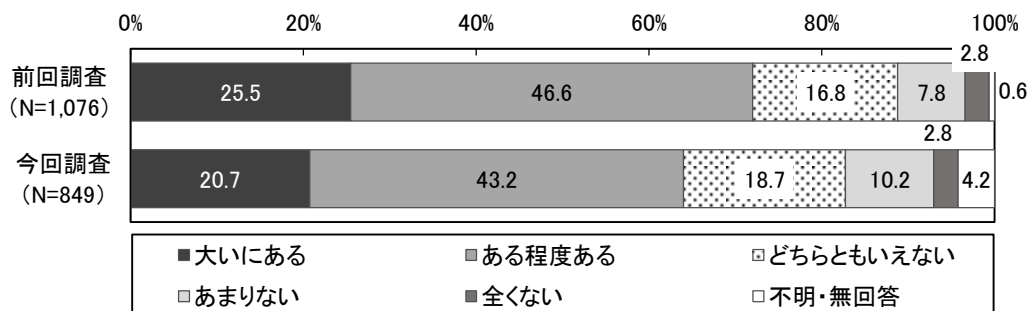
【グラフ1】あなたとご近所との関係



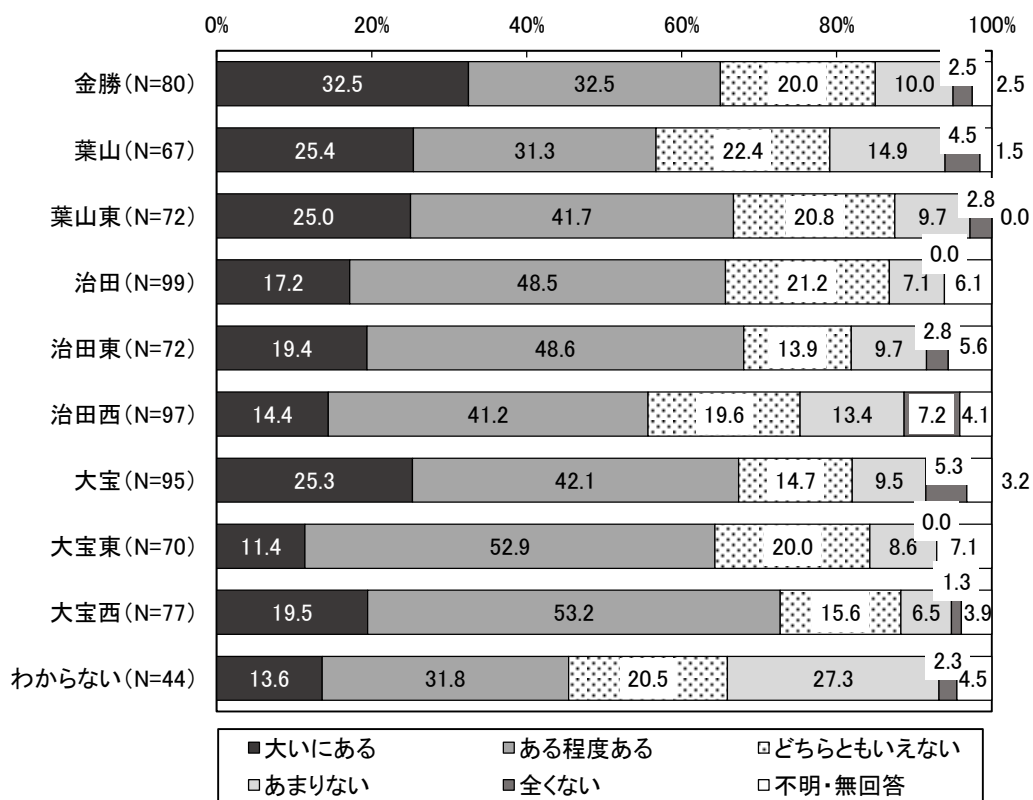
【グラフ2】(学校区別)



【グラフ3】住んでいる地域に愛着（住み続けたいと思うなど）がありますか。



【グラフ4】（年代別）

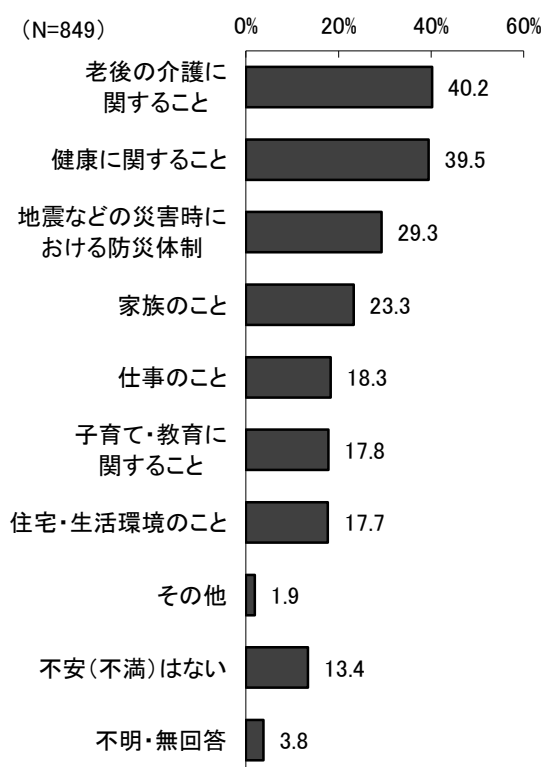


(2) 日常生活について

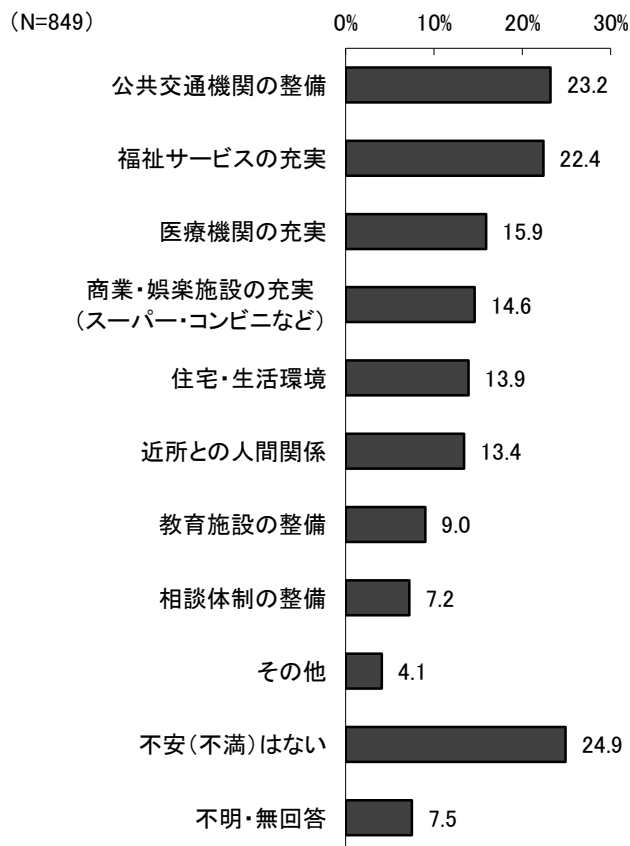
自分自身のことで不安（不満）に思っていることについては、「老後の介護に関すること」、「健康に関すること」が高い割合となっています【グラフ5】。特に、40歳代以上で高い割合となっています。30歳代では「子育て・教育に関すること」が高い割合を示し、世代間の違いが浮き彫りになっています。

住んでいる地域で不安（不満）に思っていることについては、「公共交通機関の整備」が最も高く【グラフ6】、小学校区別では「金勝」、「葉山」、「葉山東」、「治田東」で30%を超えています。

【グラフ5】 自分のことで不安（不満）に思っていること



【グラフ6】 地域のことで不安（不満）に思っていること

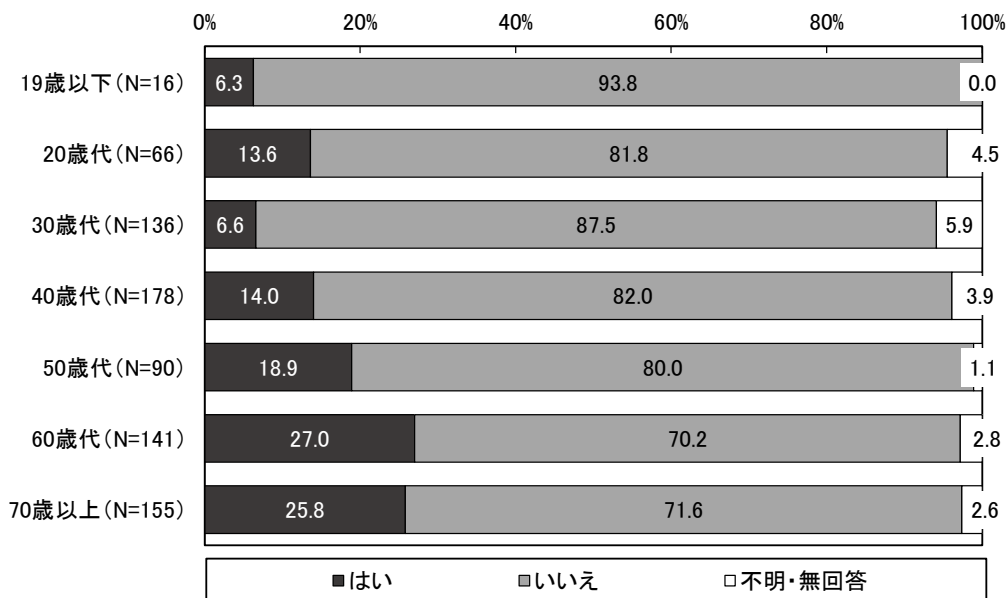


(3) ボランティア活動について

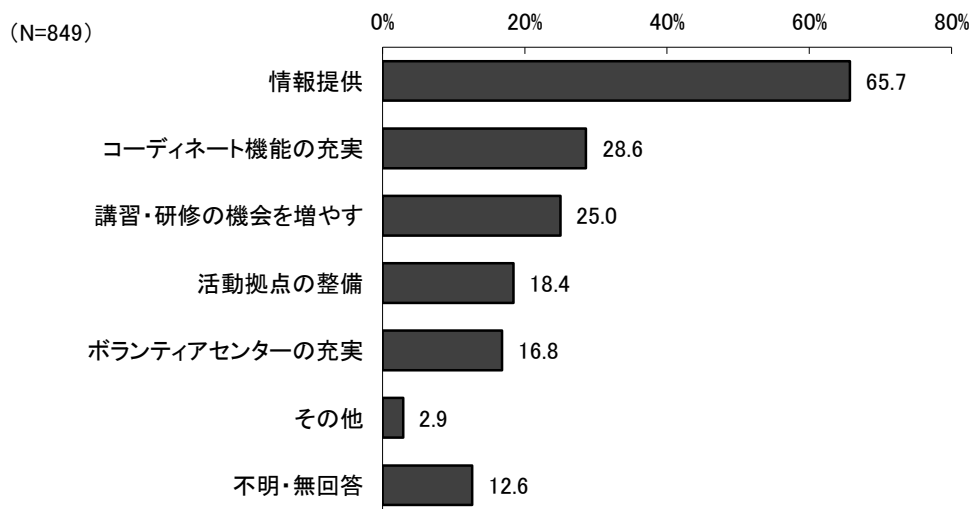
ボランティア活動への関心については、6割以上が関心があると回答していますが、実際にボランティア活動をしていると回答した人は約2割にとどまっています。年代別では、60歳代を中心に年代が高い人は参加しているという回答が多いですが、30歳代以下が低くなっています【グラフ7】。小学校区別では、「葉山東」、「金勝」、「治田東」でしているという回答が多く、近所とのつながりがあると回答した地域と重なっています。ボランティア活動に参加しない理由については、「時間がない」という回答が4割以上を占めていますが、「参加したいが、どうしてもよいのかわからない」という回答も全体で20.5%を占めています。

ボランティア活動を活発にするために栗東市が取り組むことについて、6割以上は「情報提供」と回答していますが、3割近くの人が「コーディネート機能の充実」と回答しています【グラフ8】。

【グラフ7】 ボランティア活動をしていますか（年代別）



【グラフ8】 ボランティア活動を活発にするために、栗東市が取り組むこと

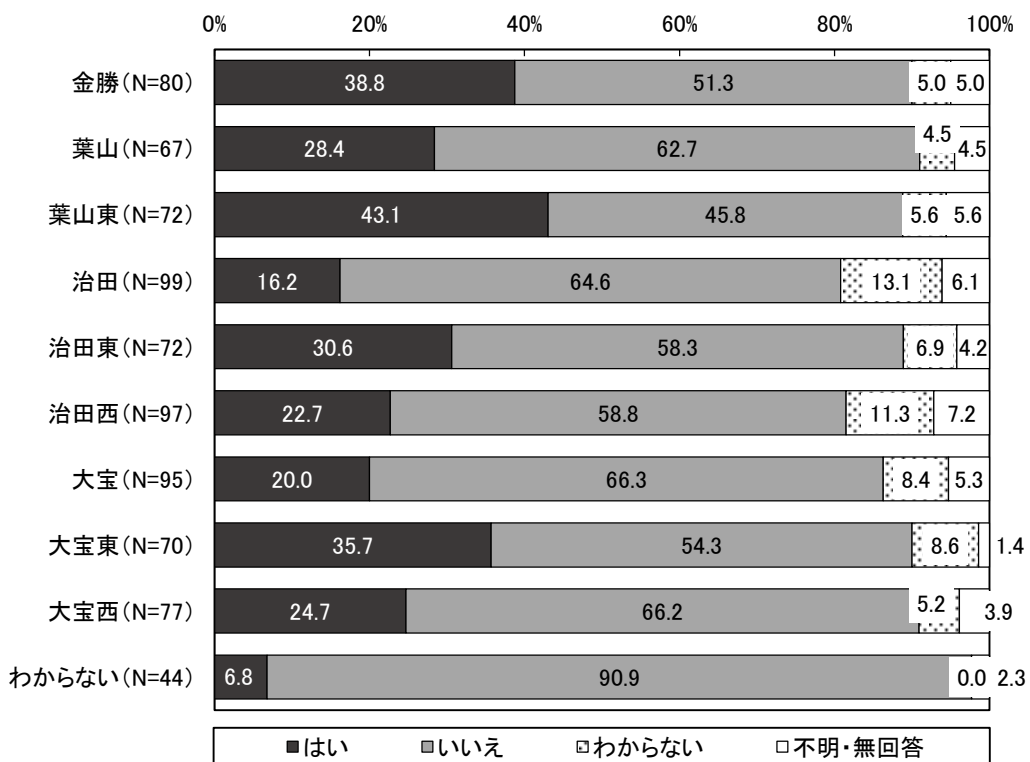


(4) 災害への備えについて

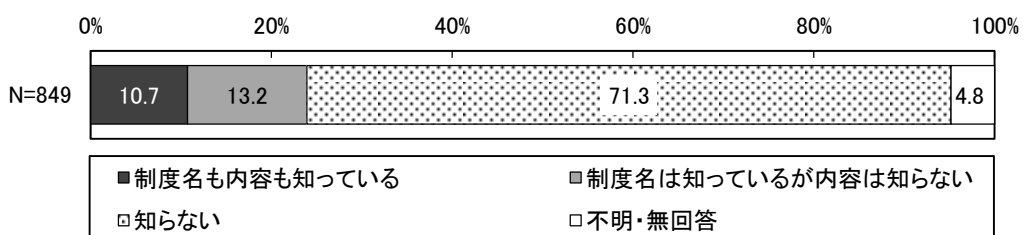
災害への備えについては、災害時の避難場所を知っているという人は7割以上と高くなっていますが、地域の防災活動に参加している人は27.0%、自主防災組織に入っている人は21.0%と低くなっています。地域の防災活動に参加しているという割合や、自主防災組織に入っているという割合は、校区によって差があり、「葉山東」や「金勝」で高くなっています【グラフ9】。この校区は、災害時に自力で避難が困難な人を知っているという割合も高くなっています。

災害時避難行動要支援者登録制度については、「知らない」という回答が71.3%を占め【グラフ10】、「制度名も内容も知っている」の割合は10.7%となっています。家族に高齢や障がいにより配慮が必要な人がいる人のうちでも、半数以上が「知らない」と回答し、一層の周知が求められます。

【グラフ9】 日ごろから地域の防災活動に参加していますか（校区別）



【グラフ10】 災害時避難行動要支援者登録制度について知っていますか



(5) 福祉のまちづくりについて

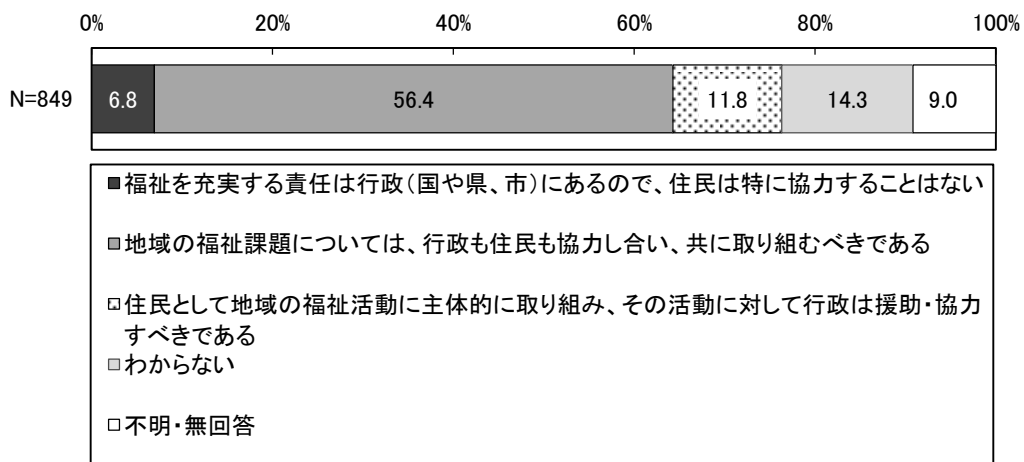
生活困窮の問題や支援制度について、約8割が「必要な制度だと思う」と回答しています。介護予防・日常生活支援総合事業については、56.9%が「知らない」と回答し、特に若い年代で「知らない」という割合が高くなっています。

福祉を充実させていくうえで行政と地域住民の関係については、「地域の福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」が高い割合を示しています【グラフ11】。

地域での助け合いを活発にするために重要なことについては、男性は「困っている人の情報などが共有できるシステムをつくる」、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」、「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」の割合が高くなっていますが、女性は「学校での教育や社会教育の場で福祉の学びを充実させる」、「困っている人と、助けることのできる人との橋渡し役を育成する」の割合が高く、男女で違いが見られます。

今後の居住意向については、「このまま住み続けたい」という割合が半数以上を占めていますが、転居したいと回答した方の理由では、「交通の便が悪いから」が最も高くなっています。

【グラフ11】福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係についてどのように考えますか



第3章 第3期栗東市地域福祉計画策定に向けた課題

1. 制度改正などにより踏まえるべきポイント

【1】地域共生社会の実現に向けた取組の推進

平成29年2月、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より、地域の相互扶助のあり方として、「縦割り」の限界を克服する必要性と、「つながり」の再構築の必要性を示した上で、改革に向けて以下の4つの柱が示されました。

1. 地域課題の解決力の強化
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用

具体的な内容としては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していくことや、生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、多様・複合的な課題について保健や医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなど多機関が連携し、広域で解決を図る体制を確保することのほか、高齢者や障がい者、子どもなど生活上の困難を抱える人が地域において、その人らしい暮らしを送ることができるよう、地域住民と公的支援の連動やNPO、民間企業などと協働して包括的な支援体制を構築することなどが示されています。

【2】生活困窮者自立支援法の施行

平成26年3月、厚生労働省社会・援護局長より「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」として、生活困窮者自立支援方策について、以下の通り、地域福祉計画に盛り込む事項が示されました。

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
 - (1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
 - ①生活困窮者自立支援法に基づく支援
 - ②関係機関・他制度、多様な主体による支援
 - (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

【3】防災・災害対策について

平成19年8月に、「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、市町村地域福祉計画に、要援護者の把握方法や関係機関の情報共有方法等を明記することとされました。その後、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月の「災害対策基本法」の改正により、市町村に、高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿作成が義務づけられました。平成25年8月には、内閣府から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されています。

【4】福祉施策との関連について

平成26年の介護保険法改正により、介護予防や生活支援にかかるサービスについて、住民主体の多様なサービスを実施できるようになりました。買い物やごみ出し等の日常生活の支援のほか、機能訓練やミニデイサービスなどを介護予防・日常生活支援総合事業として実施できるようになり、受け皿となる地域の力がますます求められるようになりました。

子育ての分野では、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向けた取組が進められるようになりました。

平成28年の児童福祉法改正では、児童虐待に対する施策が強化されたほか、児童養護施設退所後や里親委託終了後に自立して生活できるための相談や支援に取り組むことが明記されました。

障がい福祉の分野でも、障害者総合支援法の改正により、難病患者や発達障がいに対する支援のあり方が盛り込まれたほか、平成28年には障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする不利益な取り扱いの禁止や、社会的な障壁の除去のための合理的配慮について定められました。また、精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築や障がい者の「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みも進められています。

加えて、高齢者、障がい者、児童等の垣根を超えた地域包括ケアが推奨されるようになり、これらを対象とする福祉サービスを組み合わせる総合的に提供する際の事項も明確化され、今後さらに一体的な支援施策が進められようとしています。

2. 第2期栗東市地域福祉計画の検証と計画改定に向けた課題

【1】地域福祉システムの構築

- ① 人口が増加するとともに、昔からのつながりが薄れてきています。平成27年（国勢調査）の人口は平成10年と比べて1割以上増えていますが、自治会加入率は伸び悩んでいる上、民生委員・児童委員の人数、活動日数ともに減少しています。市民意識調査の結果によると、地域とのつながりが「あまりないと思う」という人が5割近くを占めています。毎年、3,000人を超える転入者があり、新しい住民と地域とのつながりをどのように作るかが課題になっています。また、3世代同居などが減少し、核家族と単独世帯が増えており、家族で支え合う仕組みも失われつつあります。家庭や地域といった従来の支え合いに加えて、あらたな支え合いの仕組みづくりが求められます。第2期計画でも、支援が必要な人と、支援する人を結びつけるコーディネーターの配置を目指していましたが、進んでいないのが現状です。地域におけるさまざまな課題を解決できる仕組みをつくるためにも、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーなどの専門職を中心に地域住民が支え合うネットワークの構築が必要です。
- ② 地域振興協議会機能の充実に取り組んできましたが、地域によって住民の参加状況や活動の充実度に関きがあるのが現状です。意識調査結果でも、地域への愛着や、地域活動への参加意欲は、地域によって差がみられます。「金勝」や「葉山東」などの地域では、「葬祭など、何か困ったときに助け合える人がいる」の割合が高いですが、「大宝西」や「治田東」などでは低くなっています。住民同士のつながりが薄い地域や、交流が活発ではない地域の人に対し、いかにつながりを作っていくかが課題になっています。一方、地域とのつながりが薄いものの、ボランティアや地域の課題に関心がある人もいることから、こうした人と人を結びつけ、地域福祉の担い手として養成する取組も必要です。
- ③ 児童館や老人福祉センターなどを拠点にさまざまな交流や活動に取り組んできましたが、今後は、こうした活動を地域で支える仕組みづくりに結びつけていくことが必要です。子育て世帯の転入者が多く、子育て支援のニーズに應えるとともに、地縁や血縁がない核家族の子育て世帯に対する支援が必要です。また、他自治体に比べると高齢化率は低いものの、要介護・要支援認定者数は増えており、今後さらに増加が見込まれる高齢者を支える仕組みづくりも課題になっています。



第3期計画への改定に向けて

- 住民の地域への関心を高め、自治会や地域振興協議会の意義を認識してもらう取組が必要
- 転入者など地域との縁が薄い住民に対し、地域とのつながりをつくり、顔の見える関係を構築する取組が必要
- 近年の課題に対応するあらたな支え合いの仕組みづくりが必要

【2】あらゆる住民の地域福祉活動への参加の促進

- ① 意識調査結果では、福祉を充実させていくうえでの行政と地域住民との関係について、6割近くが「地域の福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべき」と回答し、住民意識の高さが示されています。一方で、市民活動やボランティアへの関心の高さに比べ、実際にボランティア活動をしているという割合は低く、潜在的なボランティア希望者（活動の意向者）を掘り起こす必要があります。特に、情報提供やコーディネート機能の充実などにより、ボランティアの参加が低い若い世代に対する効果的なアプローチが求められます。また、介護保険制度の改正による地域での助け合い活動を推進するためにも、定年退職者や若者のボランティアなどあらたな担い手を育成する必要があります。
- ② 意識調査結果で、地域活動に参加したことがないと回答した70歳以上の方の理由について、「人との関係をあまり持ちたくないから」や、「すべてに関心がないから」という回答が2割を超えており、ほかの年代よりも高くなっています。ボランティア活動に参加していない70歳以上の方の理由で最も多い回答は「参加したくない」で、孤独な高齢者の姿が浮かび上がってきます。一方で、70歳以上の25.8%がボランティア活動をしていると回答しており、60歳代の次に高い割合になっています。二極化が進むなかで、高齢者の孤立化を防ぐ取組が求められます。



第3期計画への改定に向けて

- 地域の福祉課題に取り組む人材や、推進役となる人材の育成が必要
- 高齢化を見据えた地域での介護予防事業や高齢者の孤立化を防ぐ取組が必要
- 若い世代や定年退職者などボランティアのあらたな担い手の育成が必要

【3】福祉の風土づくり

- ① 学校や地域など、あらゆる機会を通じて福祉に関する教育に取り組んできたこともあり、意識調査結果では、6割以上が福祉に関心があると回答しています。20歳代以下と50歳代以上に関心があるという割合が高いですが、30～40歳代ではやや低くなっています。この年代に対するアプローチが求められます。
- ②福祉や人権問題についての啓発活動に取り組んできましたが、年代により、意識には差がみられます。「地域住民が安心して暮らせるためにできること」や、「地域で生活する高齢者を支えるためにできること」などを問う意識調査に対しても、年代によって回答に違いがみられます。福祉や人権問題について、身近なことととらえ、関心を高める取組が必要です。



第3期計画への改定に向けて

- 地域福祉を担う人材育成の前段階として、人権や福祉への関心を高める啓発が必要
- 地域にどのような福祉課題があるのか、学習機会の充実が必要

【4】地域福祉推進体制の整備

- ① 災害対策では、災害時避難行動要支援者名簿の作成は進んでいますが、自治会や民生委員・児童委員の協力のもとでの活用方法の検討や、個別支援計画の策定については、今後の課題になっています。また、意識調査結果で、「家族に高齢や障がいなどで配慮が必要な人がいる」と回答した人の中でも、災害時避難行動要支援者登録制度を半数以上が「知らない」と回答しており、一層の周知が必要です。
- ② サロン活動に取り組む地域が増え、立ち上げ支援は一定の成果がみられます。子ども食堂も社会福祉協議会や地域での自主的な取り組みも増えつつあり、子どもの居場所づくりも進められています。子どもから高齢者まで、あらゆる人が孤立せず、地域全体で支え合う体制づくりが一層、必要です。
- ③ 地域福祉を担う人材の育成には、それぞれの部署がニーズに応じて取り組んでいますが、情報共有や連携には課題があるのが現状です。地域で丸ごと支え合う仕組みを構築するためにも、さまざまな垣根を越えて情報共有や連携できる体制が必要です。
- ④ 社会福祉法人が行おうとする地域公益事業等を制度外サービスの創設へ誘導し、また法人所属の人材を貴重な地域資源として活用できるような仕組みづくりに取り組みます。



第3期計画への改定に向けて

- さまざまな垣根を越えて、住民や関係機関が連携し、地域課題を我が事として丸ごと支え合う仕組みづくりが必要
- 生活困窮者や引きこもり、認知症などさまざまな課題を抱える人たちを地域全体で支え合う仕組みづくりが必要

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

第1期及び第2期計画においては、「パートナーシップによる地域づくり」を基本目標として、地域福祉を推進してきました。これまでの11年間で、一定の成果はみられましたが、第3期計画においては、これをさらに一歩前へ進めていく必要があります。国において、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することとしており、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進体制の確立に向けた取り組みが求められます。また、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援法の施行、近年の福祉施策の動きなどから、地域福祉の重要性が一層高まっています。第3期計画では、さまざまな施策や制度の垣根を越えて、我が事として丸ごと受け止め、地域の課題を解決する仕組みづくりに取り組みます。そのためにも、人と人のつながりを深め、ともに生き、支え合い、助け合う共生のまちづくりをめざして地域福祉を推進します。

人と人がつながる共生のまちづくり

2. 基本方向

第2期計画の課題や国の施策動向を踏まえ、地域福祉をより一層前進させるため、第3期計画では「人と人がつながる共生のまちづくり」を基本目標とし、下記の4つを基本方向として実施します。

【1】暮らしを支える豊かな地域づくり

地域福祉を推進するためには、顔の見える地域の関係づくりが不可欠です。地域は、高齢者や障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠です。地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことにつながります。少子高齢社会のなかで、住民同士がつながり、支え合うことができる地域づくりに取り組みます。

【2】誰もが安心して暮らせるネットワークづくり

地域は社会・経済活動の基盤であり、多様な社会資源が存在しています。地域における様々な課題を把握したり、解決していくためには、さまざまな分野を超えて、人と資源がつながり、ネットワークを構築することが必要です。また、ネットワークを支援する専門機関の技術を向上させ、機能を強化することも求められます。地域住民と民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO 団体、社会福祉協議会、行政などが連携し、互いに情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくります。必要な人に必要な支援が届く暮らしやすい地域づくりをめざします。

【3】地域福祉を支える人づくり

さまざまな地域福祉活動を展開するためには、推進役となる人材が必要です。これまでも人材育成に取り組んできましたが、介護予防事業や多様化する福祉課題に対応するためには、こうした福祉課題に関心を持ち、積極的に取り組む人材が必要です。啓発活動や教育、研修の充実に取り組むことにより、地域の核となる人材を育成するとともに、地域福祉を担う人づくりに取り組みます。定年退職をした人や若者、また福祉分野だけでなくさまざまな分野で活動する人たちにアプローチをし、人材の発掘と養成に取り組めます。

【4】安全・安心なまちづくり

近年の子どもを狙った犯罪や、大規模災害などにおいては、地域住民による防災・防犯活動の効果が明らかになっています。子どもの通学時の見守り活動や地域の防犯パトロール、自主防災組織の運営など、地域の安全は地域で守るという意識にもとづく住民の自主的な活動を支援します。また、災害時に自力で避難が難しい人に対する災害時避難行動要支援者登録制度の推進や、生活困窮者の自立支援、さまざまな困難を抱えた人たちの支援も行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

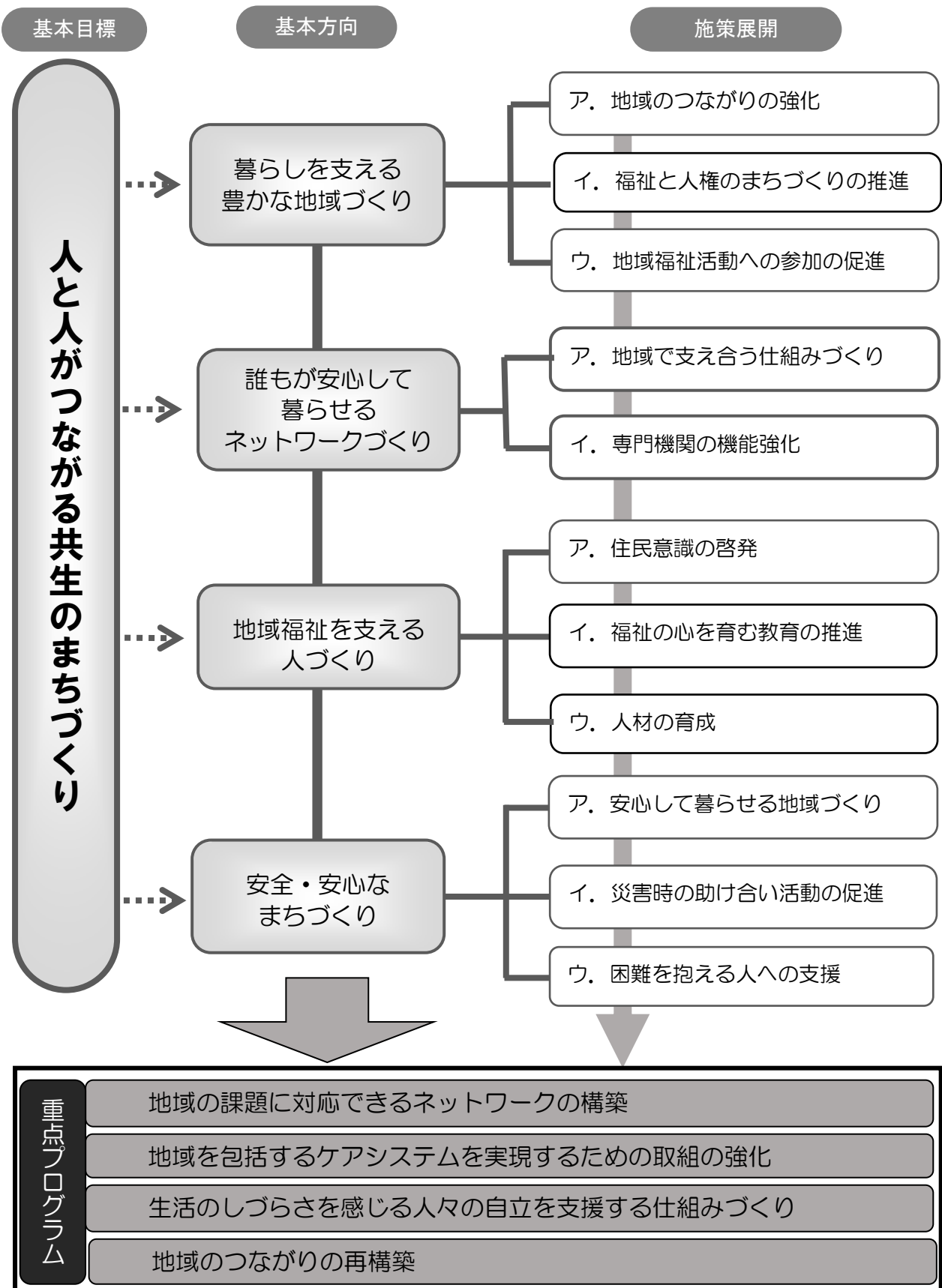
3. 重点プログラム

計画をさらに推進するため、第3期栗東市地域福祉計画においては、施策横断的な視点で以下の4つの重点プログラムを設定し、計画を推進します。

【重点プログラム】

- I 地域の課題に対応できるネットワークの構築
- II 地域包括ケアシステムを実現するための取組の強化
- III 生活困窮者の自立を支援するための仕組みづくり
- IV 地域のつながりの再構築

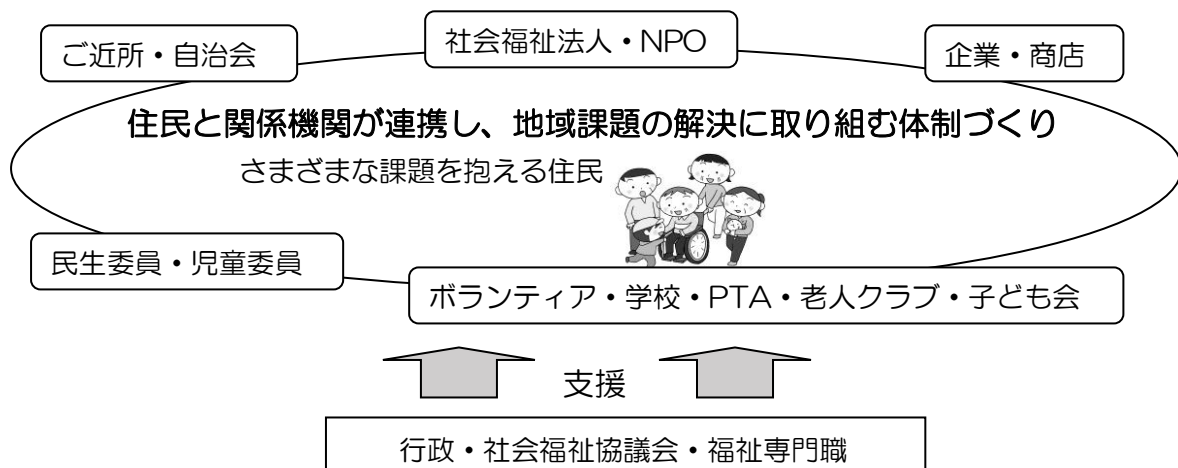
4. 施策体系



第5章 重点プログラム

重点プログラムⅠ 地域の課題に対応できるネットワークの構築

家族や地域といった、従来からの支え合いの仕組みが失われつつあるなかで、あらたな支え合いの仕組みづくりが求められています。市民意識調査の結果では、「地域の福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」と考える人が56.4%を占めています。また、6割以上の方が福祉に関心があると回答し、ボランティア登録人数も増えています。地域福祉を推進するためには、こうした意欲や関心のある人たちをネットワーク化し、コーディネートをする必要があります。福祉専門職やコーディネーターを中心に、公的な制度の狭間にある人を支援したり、若者や中高年の引きこもり、高齢者の孤立化といった地域の課題の解決に取り組むネットワークの構築を進めます。



実現に向けた取組

①相談窓口の充実

住民の生活上の課題や、地域のさまざまな課題をすくいあげる相談窓口の充実に取り組みます。

②福祉課題に関心を持つための啓発・学習活動

住民等が地域福祉活動に関心を持ち、さまざまな地域課題を学ぶための学習活動や、啓発活動に取り組みます。

③地域の核となるコーディネーター（調整役）を養成

住民の中心的な役割を果たすコーディネーターを養成します。

④定期的な情報交換・交流の場づくり

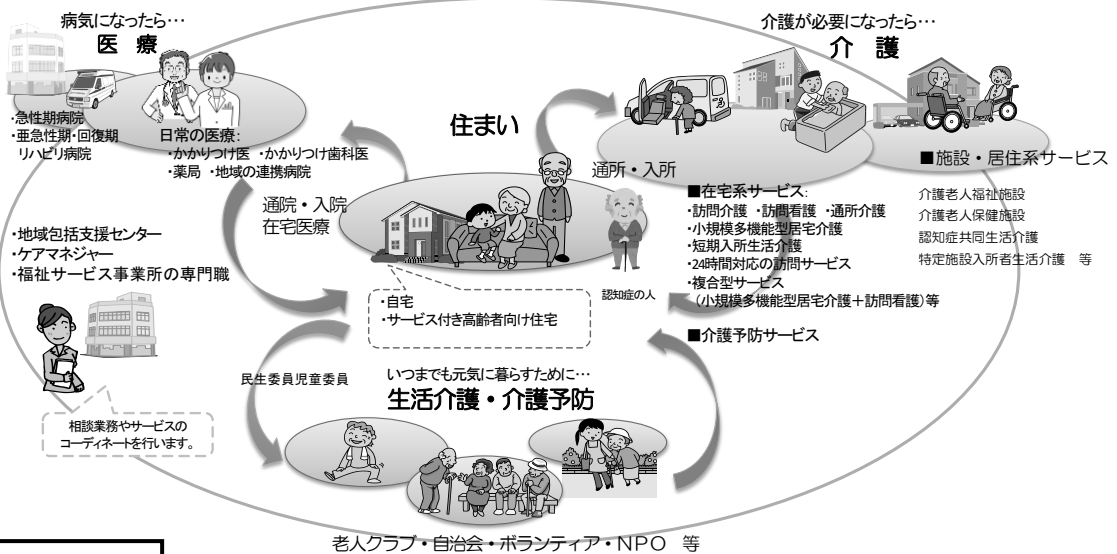
住民の生活上の課題や、地域の福祉課題について情報を共有したり、意見を交わす場づくりを進めます。

⑤地域ネットワークによる課題解決の仕組みづくり

関係機関と連携し、さまざまな課題の解決に向けて取り組みます。

団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に備え、いつまでも住み慣れた地域で暮らせる体制の整備が求められています。また、児童や障がい者、高齢者の垣根なく、支援が必要な人を包括的に支えられる仕組みが必要となってきました。医療機関や社会福祉事業者及び企業、地域のマンパワーを結びつけた地域包括ケアシステムを実現するための取り組みを強化します。また、元気な高齢者による地域での介護予防事業や、NPO、社会福祉法人、民間企業など多様な主体による多様なサービス提供体制を構築します。

地域包括ケアシステムの姿



実現に向けた取組

①介護予防・生活支援体制の整備

サロン活動やいきいき百歳体操、介護予防普及啓発活動などを通じて、住民主体の介護予防事業の実施に向けた取組を進めます。

②生活支援コーディネーター・協議体の設置に向けた支援

生活支援コーディネーターと協議体の設置に向けた支援を行い、地域における生活支援体制の構築を進めます。

③相談体制の整備

支援が必要な住民の情報を把握し、支援に結びつけられるように包括的な相談体制の整備を進めます。

④圏域での地域包括支援センターの設置

介護事業者や医療、住民活動、NPO などさまざまな機関と連携し、切れ目のない在宅医療・在宅介護が提供できるように圏域での地域包括支援センターの設置を進めます。

⑤法定外生活支援サービスの創設の促進

地域課題の解決にかかる地域公益事業の提案が民間事業者（社会福祉法人）にできるような仕組みづくりに取り組みます。

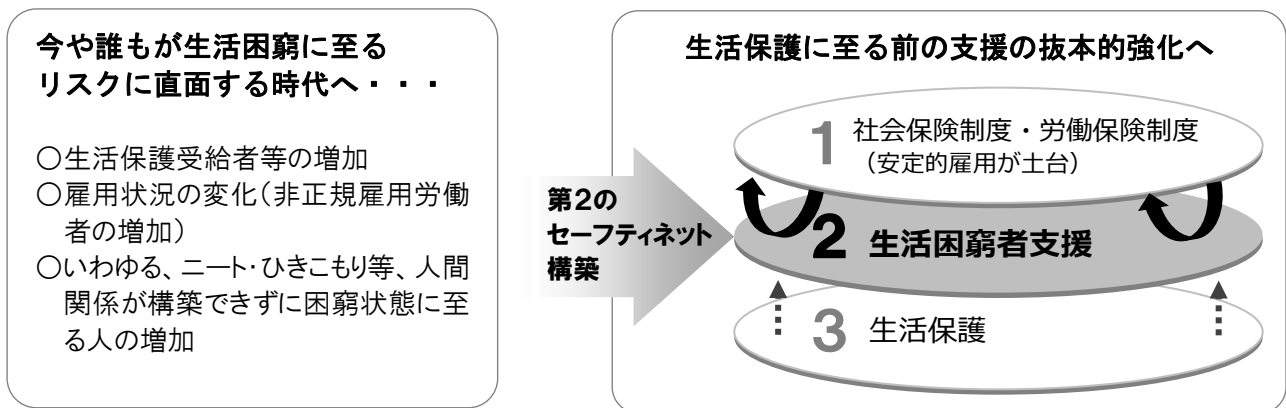
⑥地域定着支援体制の構築

長期入院患者、施設入所者、触法高齢者・障がい者の地域定着がなされるよう相談支援体制の整備を進めます。

平成 28 年の国民生活基礎調査によると、所得が平均的な水準の半分以下の相対的貧困率が 15.1%と、6人に1人が貧困であるという結果が示されています。特に単身世帯やひとり親世帯の貧困率が高くなっています。また、経済的な貧困が孤立やあきらめを生み、ますます貧困から脱却できなくなるという負の連鎖を生みだすことも指摘されています。

生活保護に至る前の自立支援策の強化も目的に、平成 27 年度から全国の自治体で生活困窮者自立支援制度が開始されました。

本市でも、生活困窮者自立支援法にもとづき、自立相談支援事業や家計相談、就労支援や子どもの学習支援事業の実施により、生活困窮者の自立支援に取り組みます。



今や誰もが生活困窮に至るリスクに直面する時代へ・・・

- 生活保護受給者等の増加
- 雇用状況の変化(非正規雇用労働者の増加)
- いわゆる、ニート・ひきこもり等、人間関係が構築できずに困窮状態に至る人の増加

「生活困窮者自立支援法」とは

経済的な理由などで生活のしづらさを感じている人に対し、生活保護に至る前の段階で自立生活を送れるように支援するため、平成27年に施行されました。

自治体は相談窓口を設け、相談者の状況に応じた支援計画を作成します。離職後に再就職できず、ひきこもってしまった人などの就労を支援したり、家計管理がうまくできずに借金を続けている人などに家計管理の指導をしたり、生活に困っている家庭の子どもの学習支援などの仕組みもあります。また、生活保護から脱却した人も、必要に応じて支援の対象としています。

実現に向けた取組

①生活困窮者の早期把握

生活困窮者自立支援制度の周知に取り組むとともに、地域住民や民生委員・児童委員、関係機関と連携を図り、生活困窮者の早期把握に努めます。

②生活困窮者自立支援法にもとづく各種事業の実施

自立相談支援事業や家計相談支援事業、就労支援や子どもの学習支援事業等の実施

③生活困窮者を支援する地域ネットワークづくり

住民団体やボランティアによる「支え合いの地域づくり」に取り組みます。

重点プログラムⅣ 地域のつながりの再構築

さまざまな支援の仕組みやネットワークが構築されても、やはり顔が見える地域の支え合いは大切です。本市では、61地域でサロン活動が行われており、相互の交流と情報交換を目的としたサロン交流会も開催しています。また、小学校区ごとに組織された地域振興協議会では運動会や防犯活動、環境美化活動なども行っています。こうした自治会や地域振興協議会の活動など、顔の見える地域の結びつきを強める取り組みを支援します。

さらに、災害時などでは隣近所で助け合うことが最も効果があることは、近年の大規模災害でも証明されています。自主防災組織の立ち上げと運営の支援に加え、地域のなかで災害時の避難に支援や配慮が必要な人を支援する仕組みづくりを進めます。

本市は人口減少時代にも関わらず、転入者が多く、若い子育て世代の割合も高くなっています。身近に血縁者などがおらず、地域とのつながりが薄い人が増えている現状があり、そうした人たちと地域とのつながりをつくるとともに、さまざまなしかけやアプローチにより、住民同士のつながりの再構築に取り組みます。

実現に向けた取組

①地域活動の拠点となる場づくり

子どもから高齢者までが集い、活動する拠点となる場づくりを進めます。

②地域のふれあい・交流活動の推進

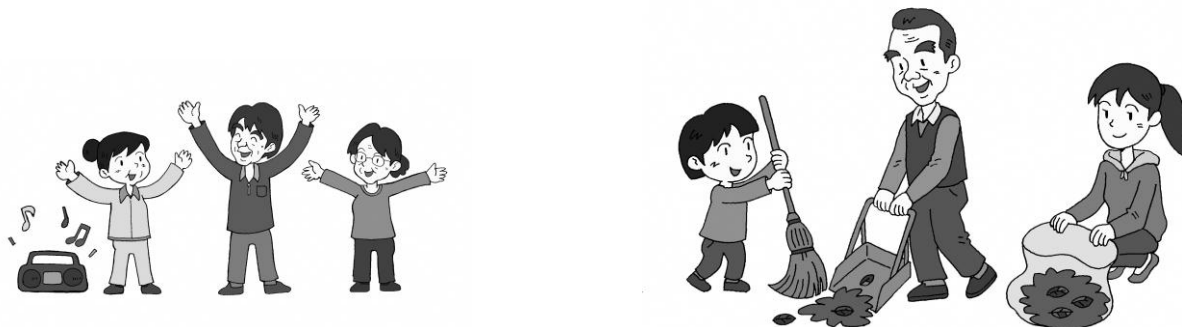
サロン活動やレクリエーション、認知症カフェ、子ども会活動、老人クラブ活動など、さまざまなふれあい・交流活動を推進し、愛着が持てる地域づくりを進めます。

③自主防災を通じた地域づくり

自主防災組織の立ち上げや、避難訓練などの防災活動を通じた地域のつながりづくりを支援します。また、災害時避難行動要支援者登録制度についての啓発を引き続き進めます。

④地域活動への参加意欲を高めるしかけづくり

さまざまな地域活動や地域の魅力を伝える情報発信を行い、地域活動に関心を持ってもらうとともに、参加意欲を高めるしかけづくりを進めます。



第6章 地域福祉推進に向けた施策の展開

第7章 計画の推進体制とフォローアップ

1. 進行管理

2. 推進体制

資料編

1. 栗東市地域福祉計画委員会設置要綱
2. 計画の策定経過
3. 栗東市地域福祉計画委員会委員名簿
4. 用語解説

第3期栗東市地域福祉計画

編集・発行：栗東市役所 社会福祉課

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL：077-551-0118 FAX：077-553-3678